

有田川町男女共同参画計画

～コンチェルトⅢ～

(素案)

人と自然が織りなし
みんなが共にいきいき輝くまち
有田川



2020年(令和2年)3月

有田川町

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨・背景.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 計画の期間.....	2
4 計画の策定方法.....	3
第2章 有田川町を取り巻く現状と課題	4
1 統計資料等からみる有田川町の現状.....	4
2 アンケート結果等からみる有田川町の現状.....	9
3 第2期計画の評価.....	17
4 男女共同参画推進の意義と課題.....	19
第3章 基本的な考え方	20
1 基本理念.....	20
2 基本目標.....	20
3 計画がめざす男女共同参画社会.....	21
4 計画の体系.....	22
第4章 施策の方向	23
基本目標Ⅰ 男女共同参画をめざす意識づくり.....	23
1 男女共同参画による意識づくりと制度・慣行の見直し.....	24
2 男女共同参画推進のための教育の充実.....	26
基本目標Ⅱ 男女がともにいきいきと働ける環境づくり.....	28
1 就労環境の整備と多様な働き方ができる環境づくり.....	30
2 農業や自営業等における取り組みの促進.....	32
3 男女がともに担う子育てと介護への支援.....	33

基本目標Ⅲ 男女間のあらゆる暴力の根絶に向けた取り組み.....	37
1 暴力を許さない社会.....	38
2 セクシュアル・ハラスメント、DVの根絶.....	39
基本目標Ⅳ 男女共同参画の推進による豊かな地域社会づくり.....	39
1 政策・方針決定過程への女性の参画促進.....	43
2 地域社会における男女共同参画の推進.....	44
3 防災・災害復興における男女共同参画の推進.....	45
4 国際社会に対する理解.....	46
基本目標Ⅴ 男女が共に健やかに安心して暮らせる体制づくり.....	47
1 誰もが安心していきいきと暮らすための取り組み.....	49
2 生涯を通じた心身の健康支援.....	50
第5章 計画の推進体制.....	51
1 庁内推進体制の整備.....	52
2 住民、関係団体、事業者等との連携確立.....	52
3 国・県等関係機関と連携.....	52
4 計画の進行管理.....	53
資料編.....	54

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨・背景

男女が互いにその人権を尊重し責任を分かち合い、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮することのできる「男女共同参画社会」の形成は、最重要課題に位置付けられています。

国では、1999年（平成11年）に「男女共同参画社会基本法」（以下「基本法」）が制定され、基本法に基づいて2000年（平成12年）に「男女共同参画基本計画」が策定。その後、5年ごとに基本計画が見直され、2015年（平成27年）に「第4次男女共同参画基本計画」（以下、「第4次基本計画」）が策定されています。

第4次基本計画においては、改めて

- あらゆる分野における女性の活躍
- 安全・安心な暮らしの実現
- 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備
- 推進体制の整備・強化

の、4つの視点が強調されています。

また、産業構造や雇用環境が変化している中、様々な状況に置かれた女性が、自らの希望を実現して輝くことにより、男性も女性も個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会を目指すこととしています。

国の成長戦略の重要テーマ「人材の活躍強化」の一つとして“女性が輝く日本！”を掲げ、就学前児童や小学生の保育の充実、「女性のチャレンジ応援計画」の取り組みの推進、企業における女性の活躍状況の「見える化」の推進などの様々な取り組みが進められています。

2017年（平成27年）8月には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が国会で成立しました。この法律の中には、国は女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針を策定し、地方公共団体（都道府県・市町村）は、上記基本方針を勘案して、当該区域内における女性の職業生活における活躍についての推進計画を策定（努力義務）することが規定されています。

本町においては、2017年（平成27年）3月に「有田川町男女共同参画計画～コンチェルトⅡ～」(以下、「第2期計画」という。)を策定し、男女共同参画の取組を総合的に推進する体制を整えています。

現在の基本計画が、2019年度（令和元年度）をもって計画の終期を迎えることから、国の「第4次男女共同参画基本計画」や県計画、社会情勢の変化、本町の現状などを踏まえ、本計画を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、町の男女共同参画社会の形成促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画であり、国の「第4次男女共同参画基本計画」などの趣旨、目標・課題等を考慮に入れて策定し、「男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）」第14条第3項に規定されている市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画「市町村男女共同参画計画」です。

また、「第2次有田川町長期総合計画」をはじめとする町の関連計画との整合性を図るとともに、計画の内容は、住民各層と行政が行動計画として共有できるように留意しつつ、策定しました。

3 計画の期間

本計画の期間は、2020年度（令和2年度）から2024年度（令和6年度）までの5年間とし、単年ごとに計画の進捗状況の確認を行います。

また、計画期間内であっても、計画内容と実態に乖離が生じた場合は、計画の中間年において見直しを行います。

2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度	2025年度 令和7年度	2026年度 令和8年度	2027年度 令和9年度	2028年度 令和10年度	2029年度 令和11年度
有田川町男女共同参画計画 コンチェルトⅢ									
				見直し 年度	有田川町男女共同参画計画 コンチェルトⅣ（予定）				

4 計画の策定方法

(1) 男女共同参画に関する住民及び関係団体アンケート調査の実施

本計画の策定にあたり、住民の男女共同参画や性別による役割分担、ワークライフバランス(仕事と生活の調和)などについての状況や意見、町内に組織されている関係団体等の活動に関する現状や課題、今後の方向性、男女共同参画施策についての意見等を把握し、計画策定の基礎資料とするためにアンケート調査を実施しました。

<実施時期> 2019年(令和元年)7月

<対象者数> ①有田川町在住(町内に住民票がある人)の20歳以上の男女 1,000人

②有田川町内に組織されている関係団体

<調査方法> 郵送配布-郵送回収

<回答者数>

	配布数	有効回答数	有効回答率
住民アンケート調査	1,000人	414人	41.4%
関係団体アンケート調査	12団体	12団体	100.0%

(2) 有田川町男女共同参画基本計画策定検討委員会の設置

この計画に住民等の意見を反映するとともに、町における男女共同参画関連施策について実情を踏まえて実施するため、公募による住民、学識経験者等で構成する「有田川町男女共同参画基本計画策定検討委員会」を設置し、計画の内容について審議しました。

(3) パブリックコメントの実施

計画素案の段階で幅広く住民の意見を募り、計画へ反映するため、パブリックコメントを実施しました。

<実施期間> 2020年(令和2年)1月29日～2月5日(予定)

<実施方法> ホームページでの公表

第2章 有田川町を取り巻く現状と課題

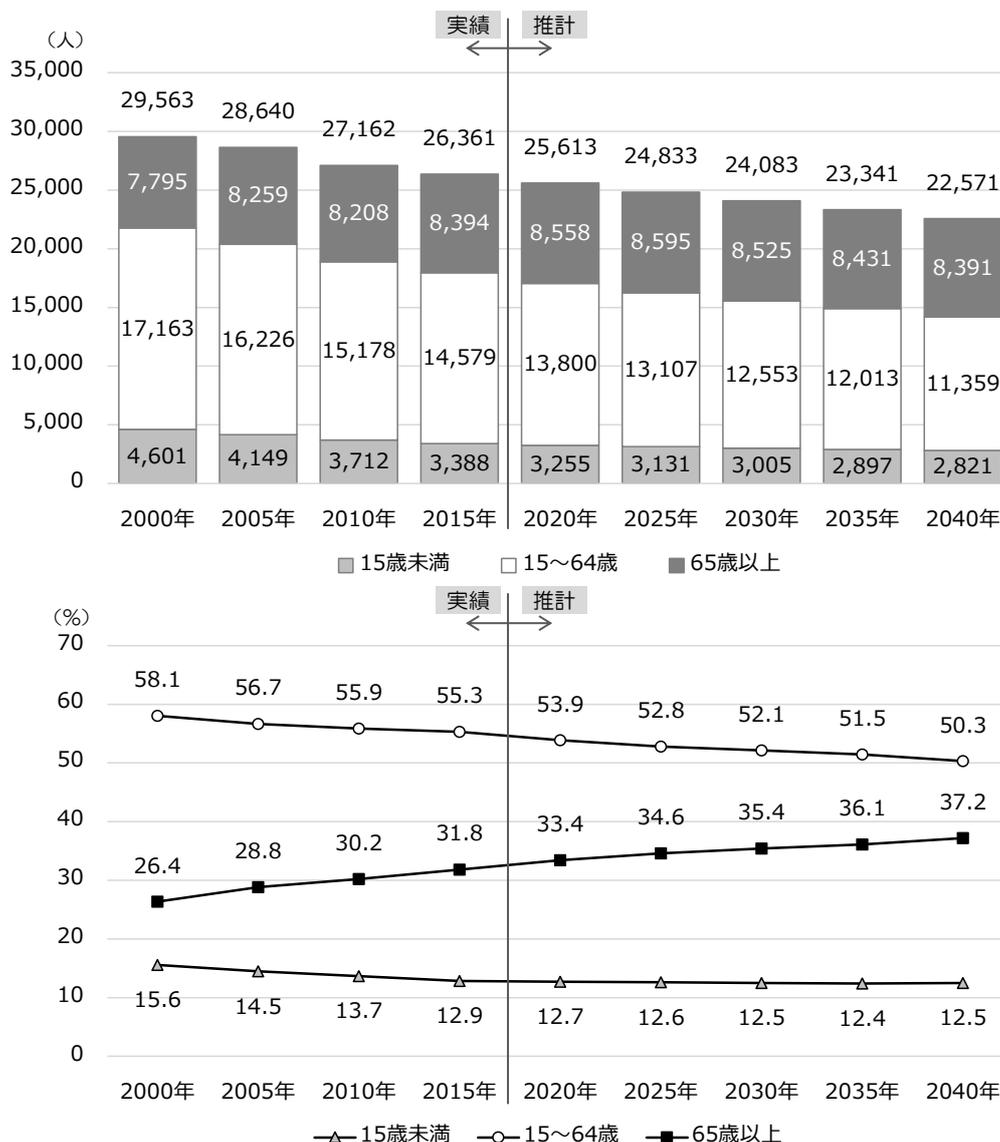
1 統計資料等からみる有田川町の現状

(1) 人口の状況

本町の総人口は、2000年（平成12年）以降減少傾向となっており、2015年（平成27年）には26,361人となっています。年齢3区分別にみると、15歳未満・15～64歳人口はともに減少傾向となっているのに対し、65歳以上の高齢者人口は増加傾向となっています。

また、将来人口推計をみると、2020年（令和2年）には高齢者人口割合が33.4%となり、約3人に1人が高齢者となっています。今後も65歳以上人口割合の上昇が見込まれており、少子高齢化の進行がうかがえます。

図：総人口及び年齢3区分人口の推移



【資料】実績値：国勢調査
推計値：国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口』（2018年（平成30年）推計）

(2) 子どもの状況

子どもの状況を見ると、2019年（令和元年）には小学校9校、中学校4校となっており、それぞれ、1,345人の児童と664人の生徒が在籍しています。

地区別にみると、吉備地区での児童・生徒数が最も多く、2008年（平成20年）から比較すると、年々減少傾向となっています。

表：小・中学校児童・生徒数の推移

2019年 (令和元年)	小学校		中学校	
	学校数(校)	児童数(人)	学校数(校)	生徒数(人)
有田川町	9	1,345	4	664
吉備地区	3	1,018	1	481
金屋地区	4	256	2	149
清水地区	2	71	1	34

【資料】こども教育課（5月1日現在）

2014年 (平成26年)	小学校		中学校	
	学校数(校)	児童数(人)	学校数(校)	生徒数(人)
有田川町	13	1,355	5	774
吉備地区	3	960	1	503
金屋地区	5	315	2	206
清水地区	5	80	2	65

【資料】こども教育課（5月1日現在）

2008年 (平成20年)	小学校		中学校	
	学校数(校)	児童数(人)	学校数(校)	生徒数(人)
有田川町	16	1,735	6	865
吉備地区	3	1,070	1	496
金屋地区	7	493	2	266
清水地区	6	172	3	103

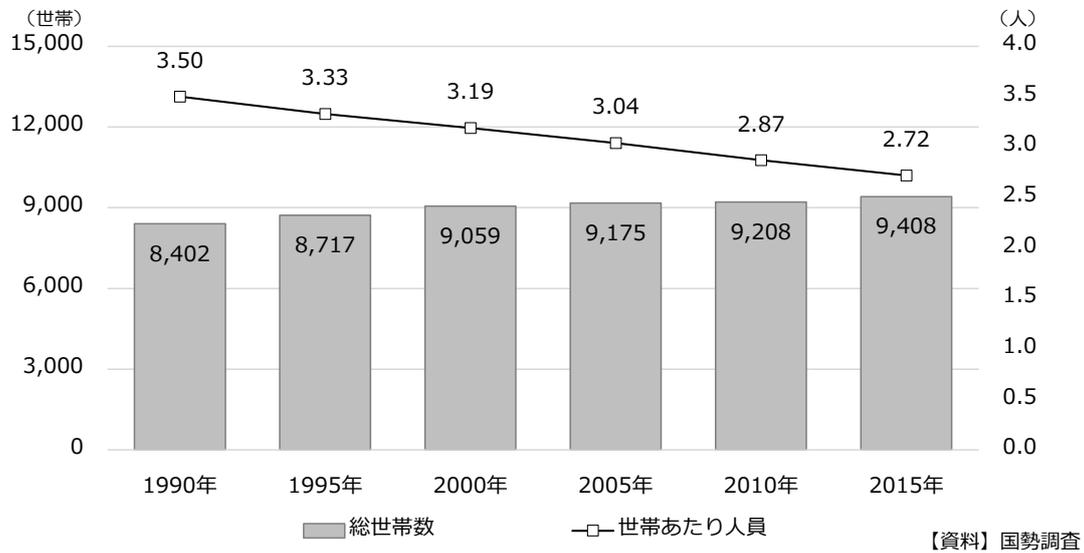
【資料】こども教育課（5月1日現在）

(3) 家族形態の状況

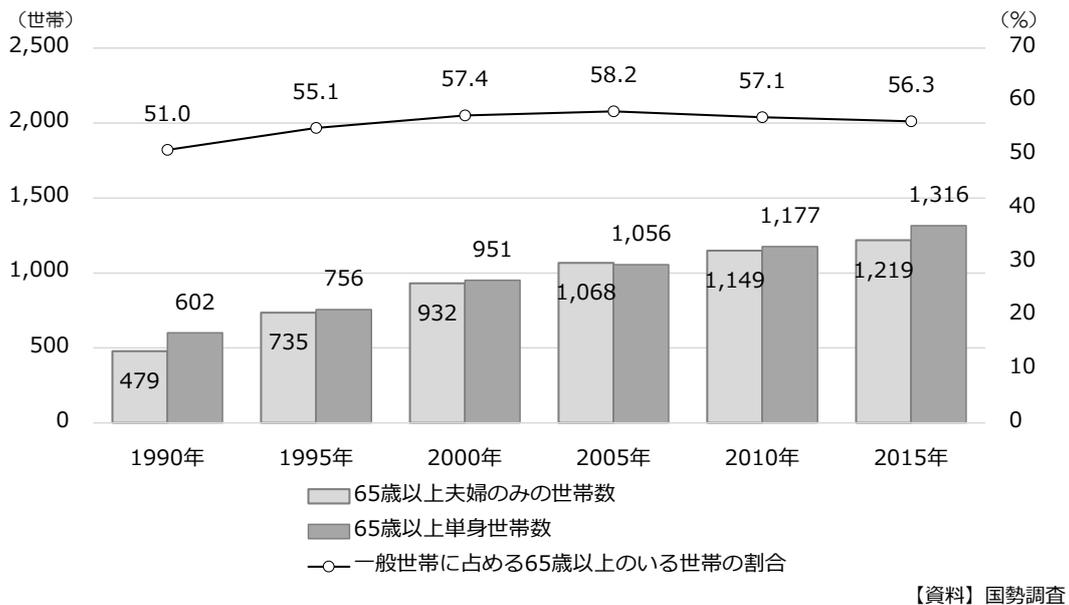
本町の世帯数はゆるやかな増加が続いており、2015年（平成27年）では9,408世帯となっています。一方で、1世帯あたりの人員数は減少しており、1990年（平成2年）の3.50人から2015年（平成27年）には2.72人となっており、核家族化の進行や単身世帯の増加がうかがえます。

また、65歳以上の高齢者のいる世帯の比率は、50%台の後半で推移しており、近年はやや減少傾向ですが、65歳以上夫婦のみの世帯数や、65歳以上単身世帯数は増加しており、高齢世帯においても核家族化の進行や単身世帯の増加がうかがえます。

図：世帯数及び世帯当たりの人員数の推移



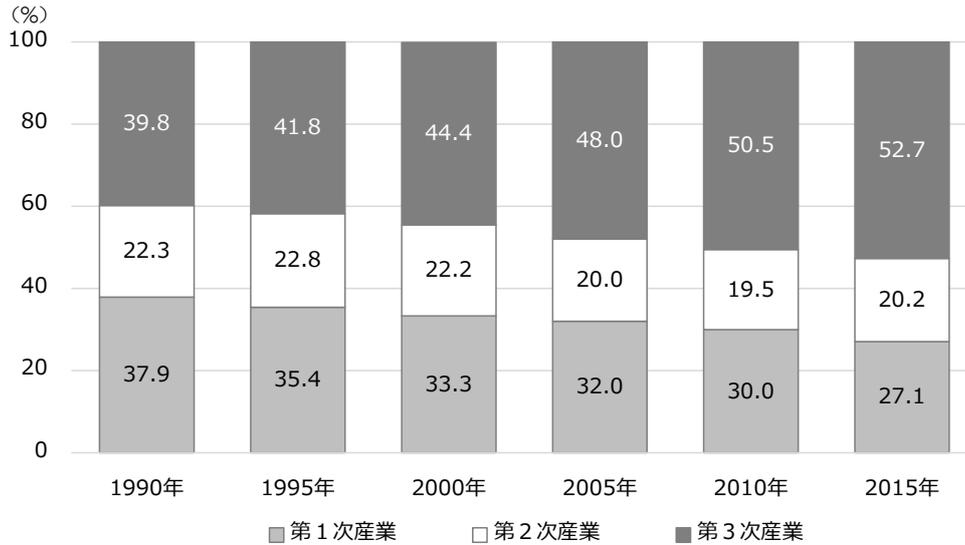
図：65歳以上の単身・夫婦のみ世帯数の推移



(4) 経済・就業の状況

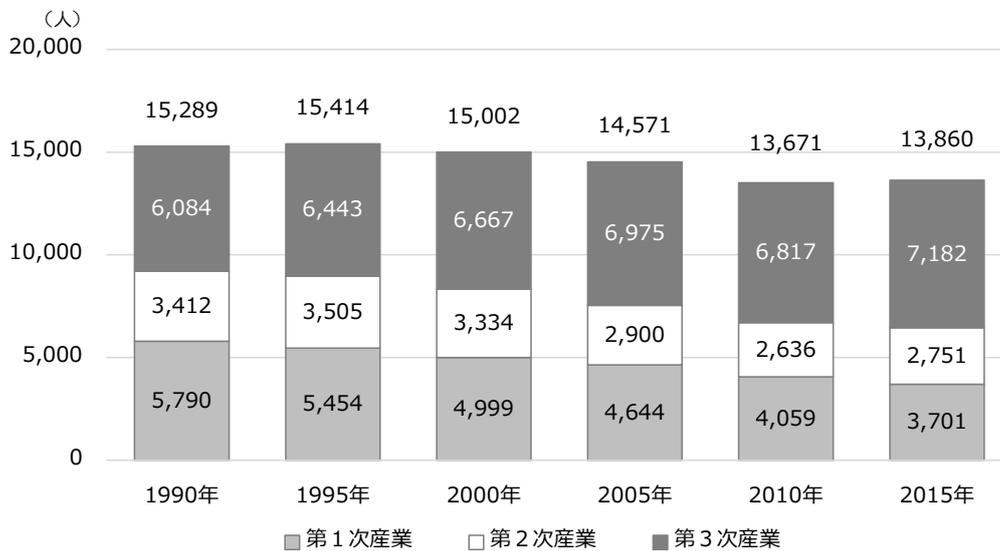
産業別就業人口比率をみると、1990年（平成2年）から2015年（平成27年）の間に、第1次産業が減少し、第3次産業が増加しています。また、就業者数は、1995年（平成7年）以降は減少傾向でしたが、2015年（平成27年）にはやや増加しています。

図：産業別就業人口比率の推移



【資料】国勢調査

図：産業別就業人口の推移

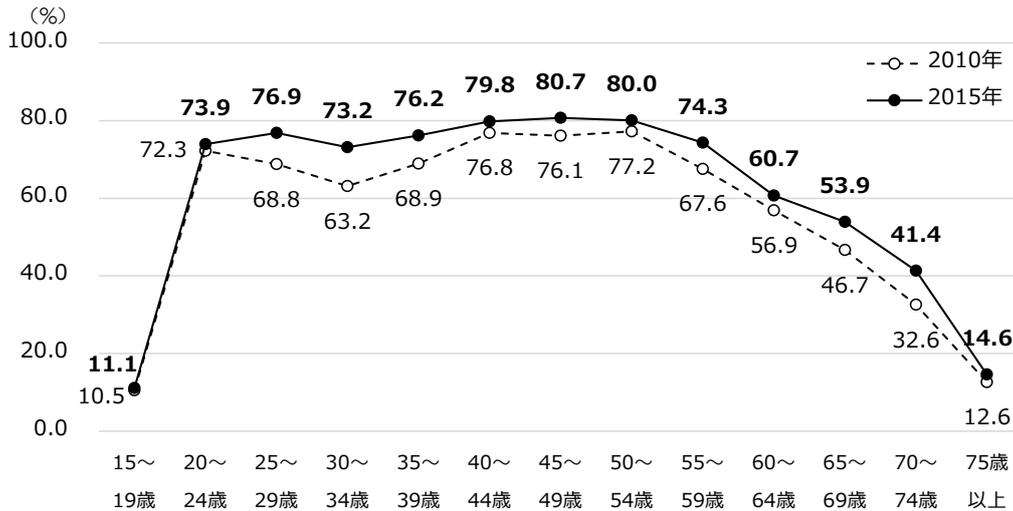


【資料】国勢調査

(5) 女性の社会進出の状況

女性の年齢階層別労働力率をみると、以前は出産・育児に関わる年齢層である30～34歳で離職が減少することによるM字型カーブとなっていたのに対し、2015年（平成27年）ではその割合が上昇しており、女性の就業が進んでいるとことが分かります。

図：女性の年齢階層別労働力率の推移

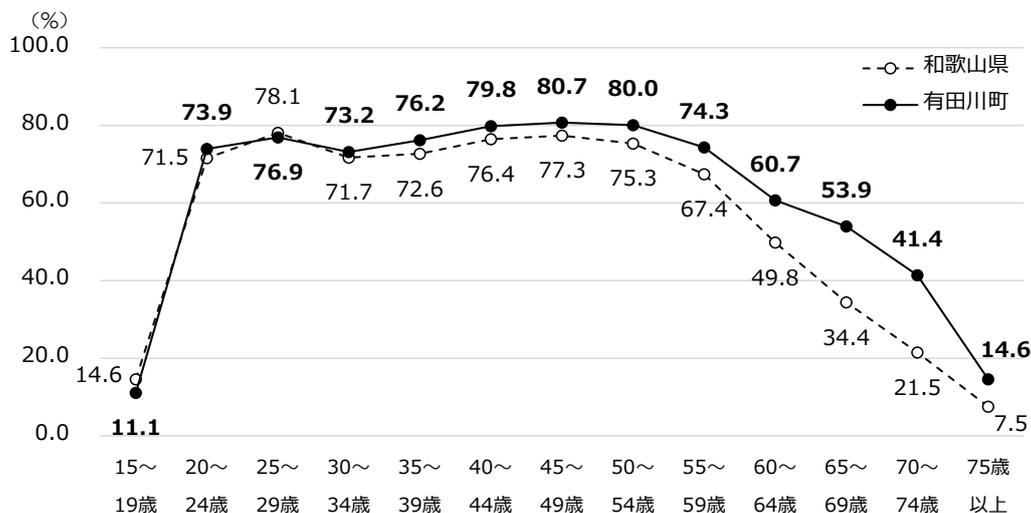


【資料】国勢調査

また、2015年（平成27年）の女性の労働力率を和歌山県の状況と比較すると、ほぼすべての年代で和歌山県に比べて就業率が高くなっており、本町の女性の就業の進行がうかがえます。

特に、65歳以上の労働力率の差が大きく、本町においては、高齢者の就業も進行していることがうかがえます。

図：県・町の女性の年齢階層別労働力率（2015年（平成27年））



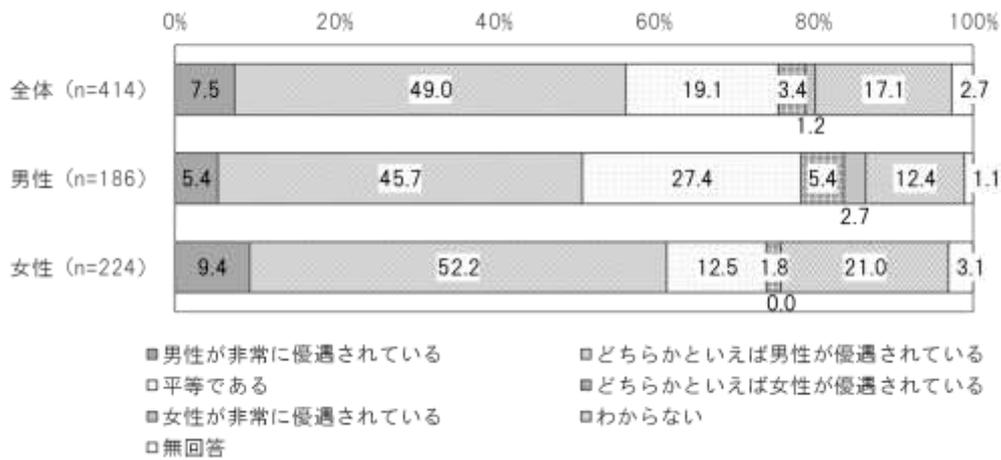
【資料】国勢調査（2015年（平成27年））

2 アンケート結果等からみる有田川町の現状

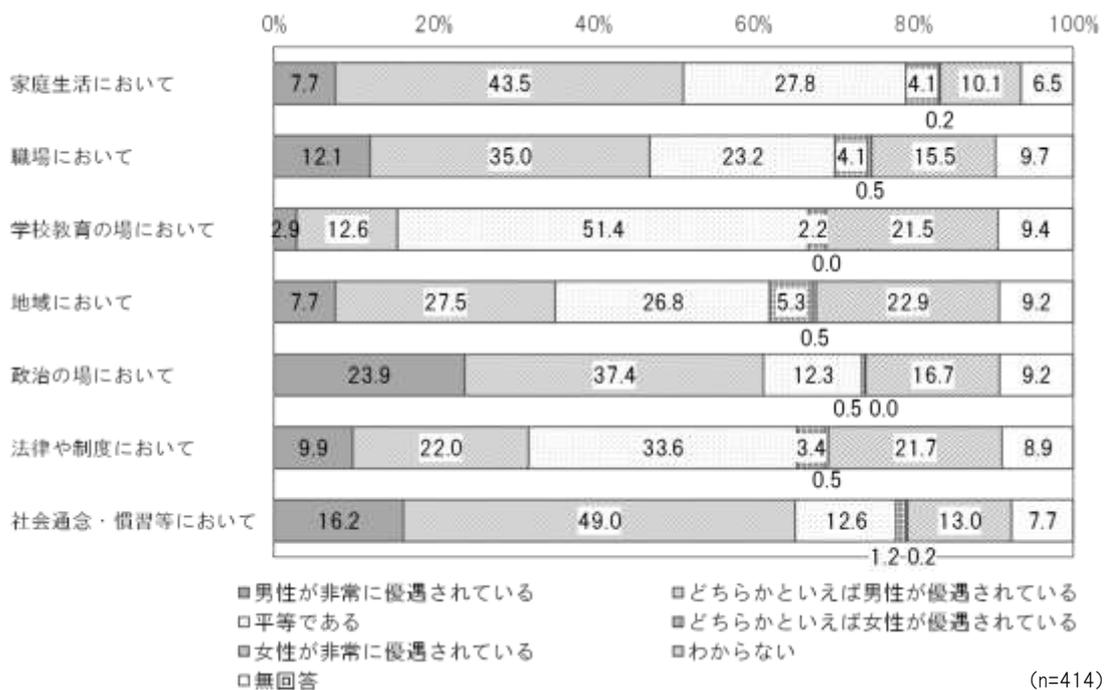
(1) 男女の平等感

社会全体での男女の平等感については、「どちらかといえば男性が優遇されている」が49.0%と半数近くを占め、「男性が非常に優遇されている」と合わせると、6割近くの人が男性優遇と感じており、「平等である」が約2割となっています。

性別にみると、「平等である」が男性では3割近くとなっているのに対し、女性では1割程度となっており、男性に比べて女性の方で男性優遇と感じている人が多い結果となっています。



さまざまな場面での男女の平等感については、「平等である」が“学校教育の場”において半数を超えて最も高く、次いで“法律や制度”、“家庭生活”、“地域”の順となっている一方で、“政治の場”及び“社会通念・慣習等”で『男性が優遇されている』（「男性が非常に優遇されている」+「どちらかといえば男性が優遇されている」）が6割を超えて高くなっています。



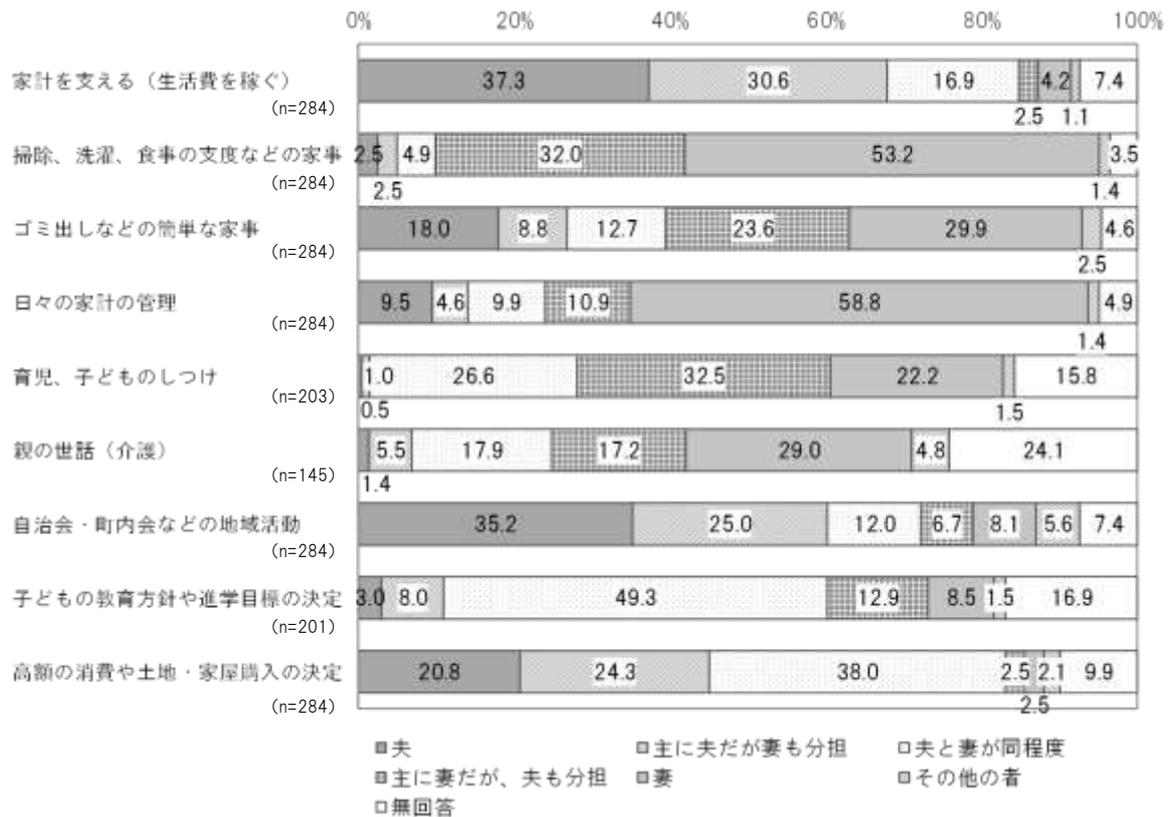
(n=414)

(2) 家庭内における役割分担

家庭内における役割分担では、“家計を支える（生活費を稼ぐ）”、“自治会・町内会などの地域活動”、では「夫」が最も高くなっている一方で、“掃除、洗濯、食事の支度などの家事”、“ゴミ出しなどの簡単な家事”、“日々の家計の管理”、“親の世話（介護）”では、「妻」の割合が最も高くなっています

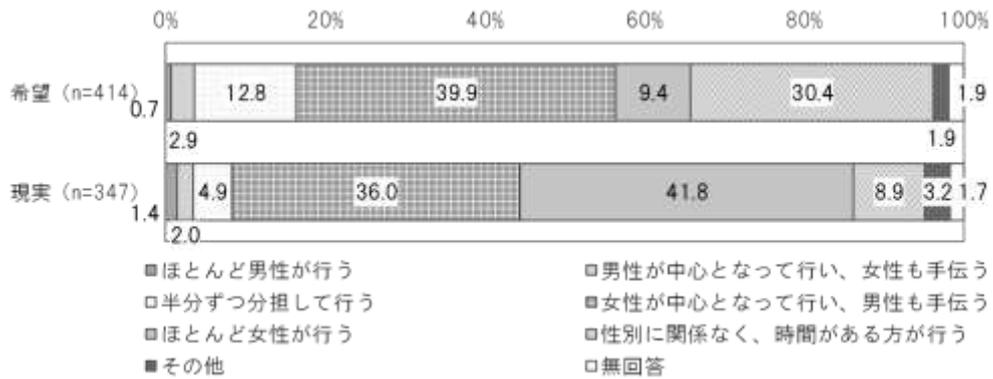
また、“育児、子どものしつけ”では「主に妻だが、夫も分担」、 “子どもの教育方針や進学目標の決定”や“高額の消費や土地・家屋購入の決定”では「夫と妻が同程度」の割合が最も高くなっています。

家事や育児、介護では主に妻が担当しており、家計を支えることや地域活動、高額な購入の決定では主に夫が担当していることが多い傾向となっています。

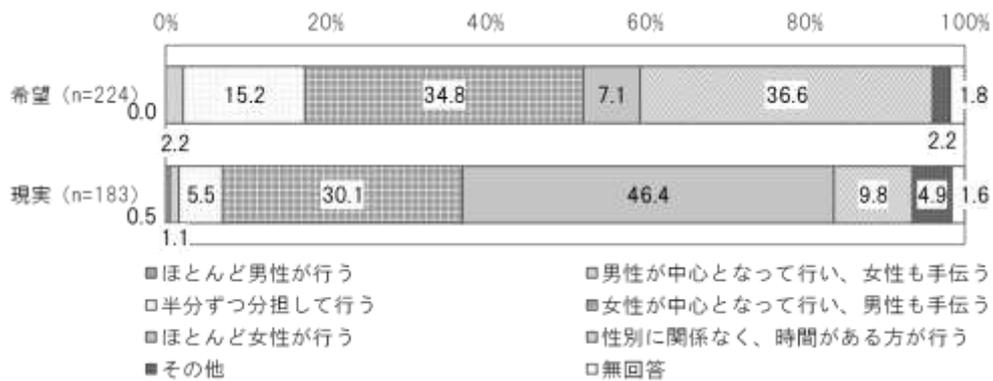


(3) 家事分担についての希望と現実

家事分担についての希望と現実では、希望では「女性が中心となって行い、男性も手伝う」が約4割と最も高くなっている一方で、現実では「ほとんど女性が行う」が4割を超えて最も高く、次いで「女性が中心となって行い、男性も手伝う」が36.0%と、8割近くの家庭で女性が中心に家事を行っている状況があります。



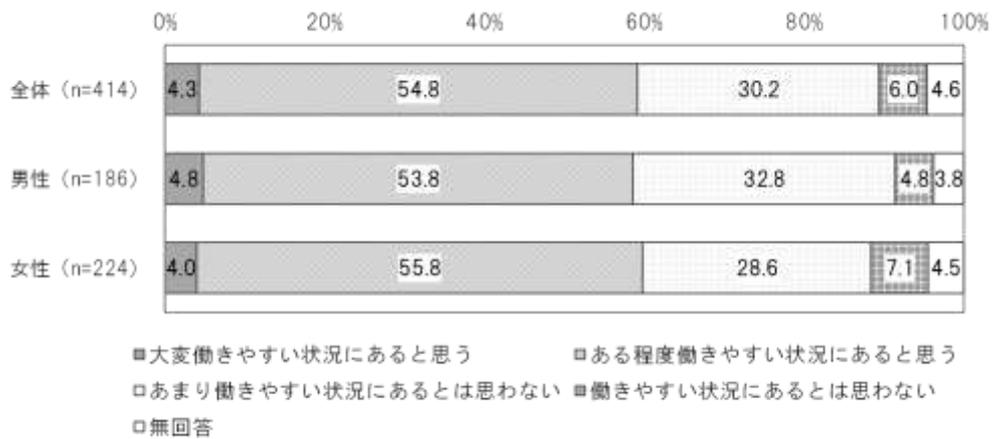
特に、女性の家事分担についての希望と現実をみると、希望では「女性が中心となって行い、男性も手伝う」または「性別に関係なく、時間がある方が行う」が高くなっている一方で、現実では「ほとんど女性が行う」が4割以上を占めて最も高く、次いで「女性が中心となって行い、男性も手伝う」となっており、女性が主に担っている家庭が多い結果となっています。



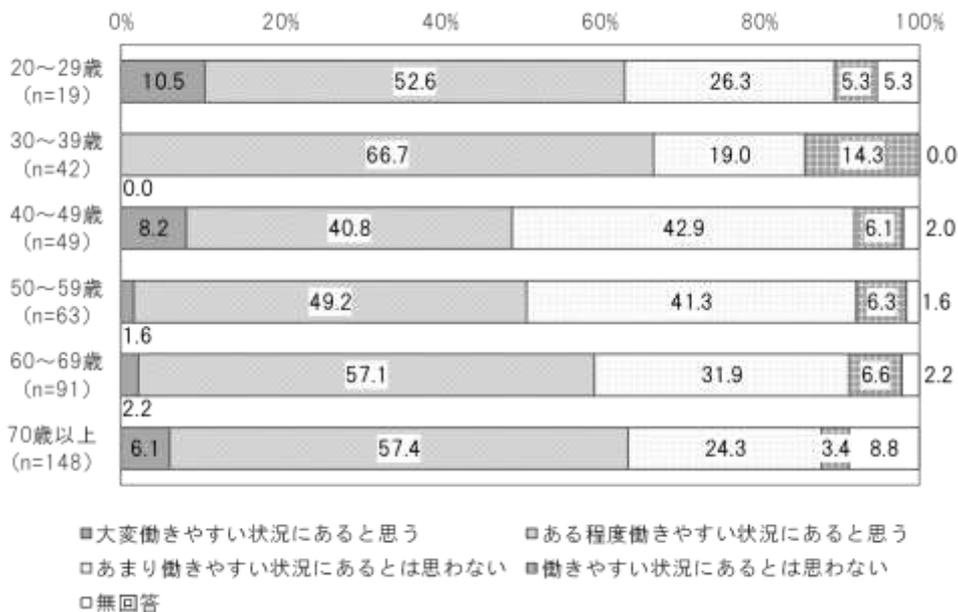
(4) 女性の働きやすさに対する評価

「ある程度働きやすい状況にあると思う」が半数を超えて最も高く、「大変働きやすい状況にあると思う」と合わせると、6割近くの方が女性の働きやすさを評価しています。

性別にみると、『働きやすい状況にあると思う』（「大変働きやすい状況にあると思う」+「ある程度働きやすい状況にあると思う」）が、女性に比べて男性でやや割合が少なくなっているものの、大きな差はみられない。



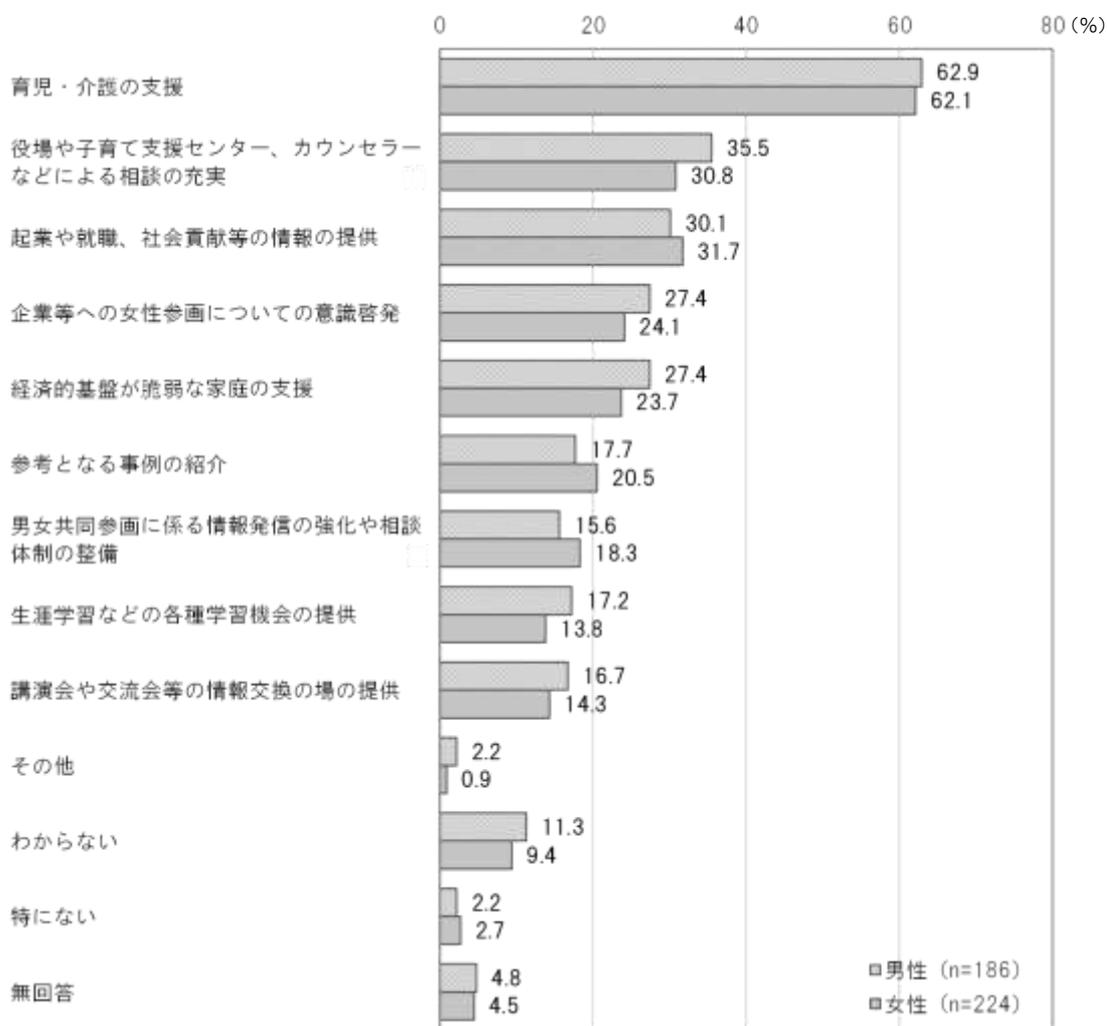
また、年代別にみると、40～59歳では『働きやすい状況にあるとは思わない』（「あまり働きやすい状況にあるとは思わない」+「働きやすい状況にあるとは思わない」）が半数近くを占め、その他の年代に比べてやや高くなっています。



(5) 女性が活躍するための支援として町政として必要だと思う取り組み

「育児・介護の支援」が6割を超えて最も高く、次いで「役場や子育て支援センター、カウンセラーなどによる相談の充実」、「起業や就職、社会貢献等の情報の提供」、「企業等への女性参画についての意識啓発」、「経済的基盤が脆弱な家庭の支援」の順となっています。

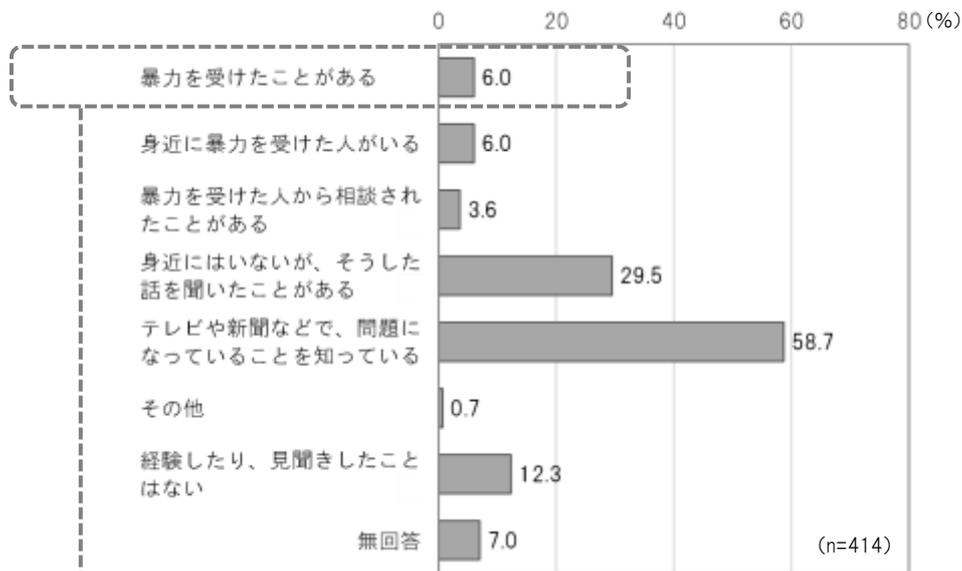
性別にみると、女性では「参考となる事例の紹介」や「男女共同参画に係る情報発信の強化や相談体制の整備」で男性に比べてやや高くなっており、男性では「役場や子育て支援センター、カウンセラーなどによる相談の充実」や「企業等への女性参画についての意識啓発」、経済的基盤が脆弱な家庭の支援」などで、女性に比べてやや高くなっていきます。



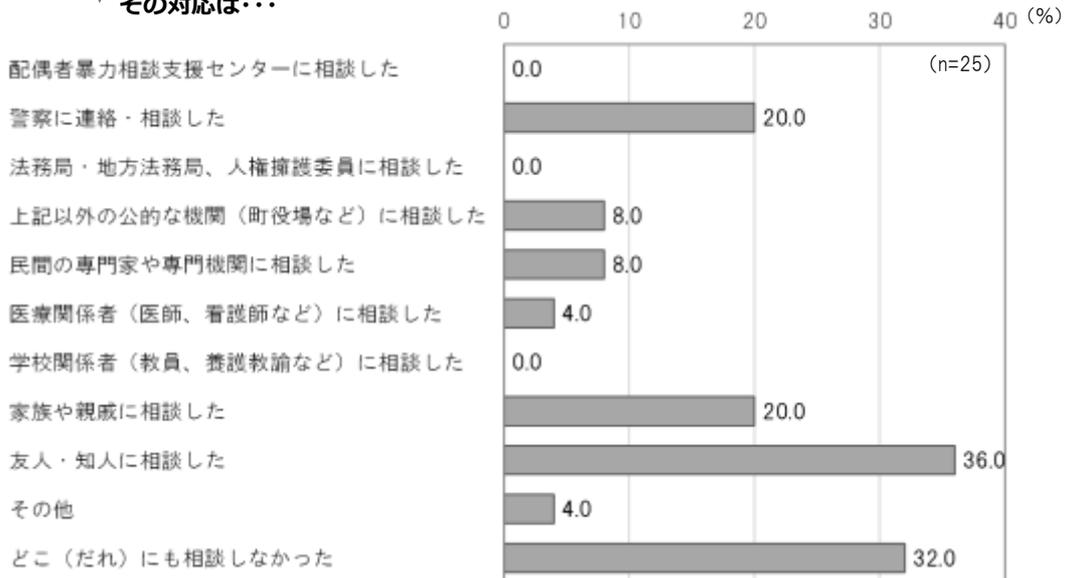
(6) 夫や妻・恋人など親しい間柄にある男女間の暴力（DV）の経験とその対応

「暴力を受けたことがある」や「身近に暴力を受けた人がある」がともに6.0%、「暴力を受けた人から相談されたことがある」が3.6%と、暴力が身近にある人が1割近くを占めています。

暴力を受けたことのある人では、「友人・知人に相談した」が最も高くなっている一方で、「どこ（だれ）にも相談しなかった」が次いで多くなっており、3割以上の人々が相談していない状況となっています。相談しなかった人の理由では「相談してもむだだと思ったから」が多くなっていました。



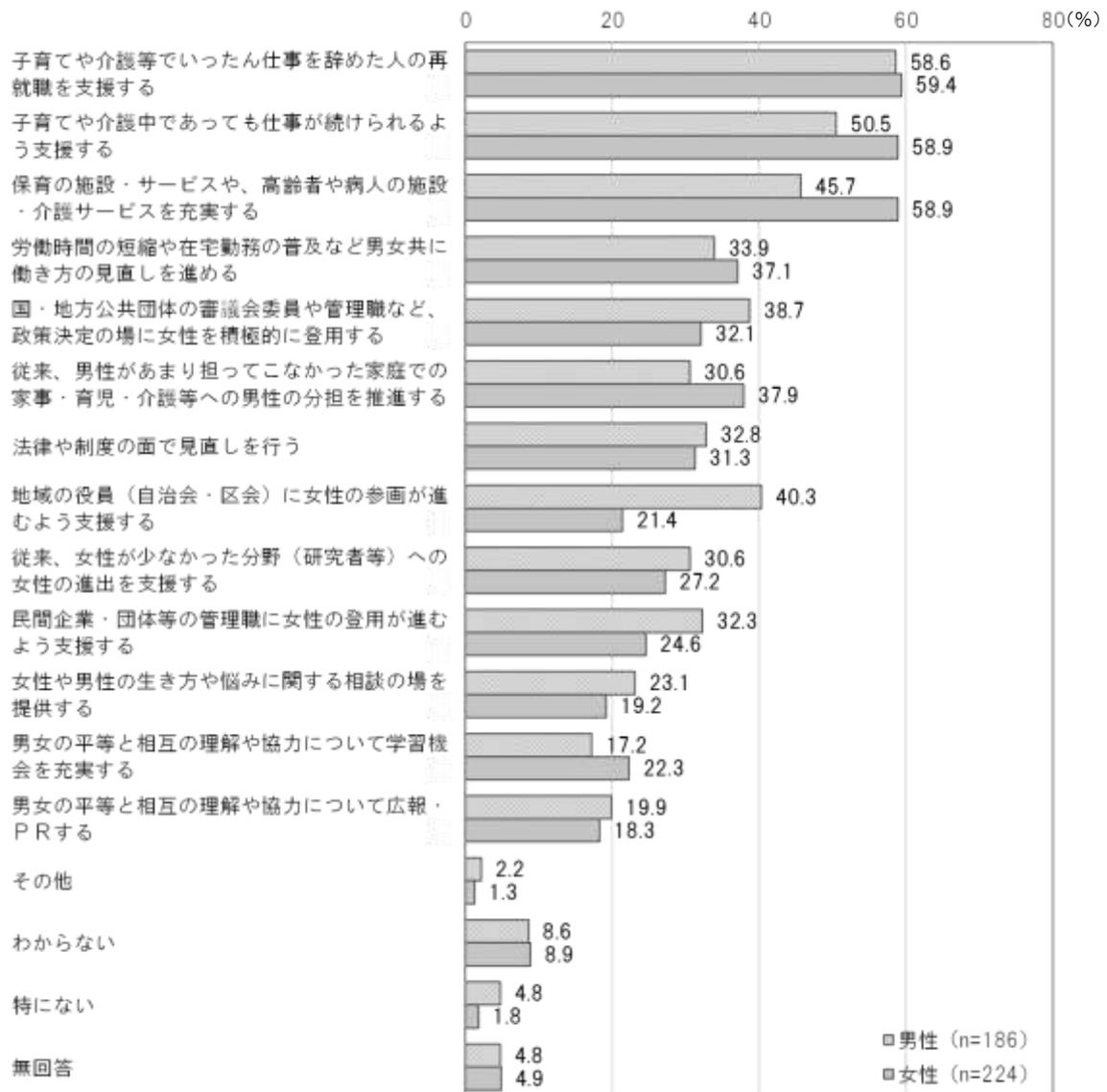
その対応は...



(7) 「男女共同参画社会」の実現のために行政が力を入れるべきこと

男性では「国・地方公共団体の審議会委員や管理職など、政策決定の場に女性を積極的に登用する」や「地域の役員（自治会・区会）に女性の参画が進むよう支援する」、「民間企業・団体等の管理職に女性の登用が進むよう支援する」、女性では「子育てや介護中であっても仕事が続けられるよう支援する」や「保育の施設・サービスや、高齢者や病人の施設・介護サービスを充実する」、「従来、男性があまり担ってこなかった家庭での家事・育児・介護等への男性の分担を推進する」が男性に比べて高くなっています。

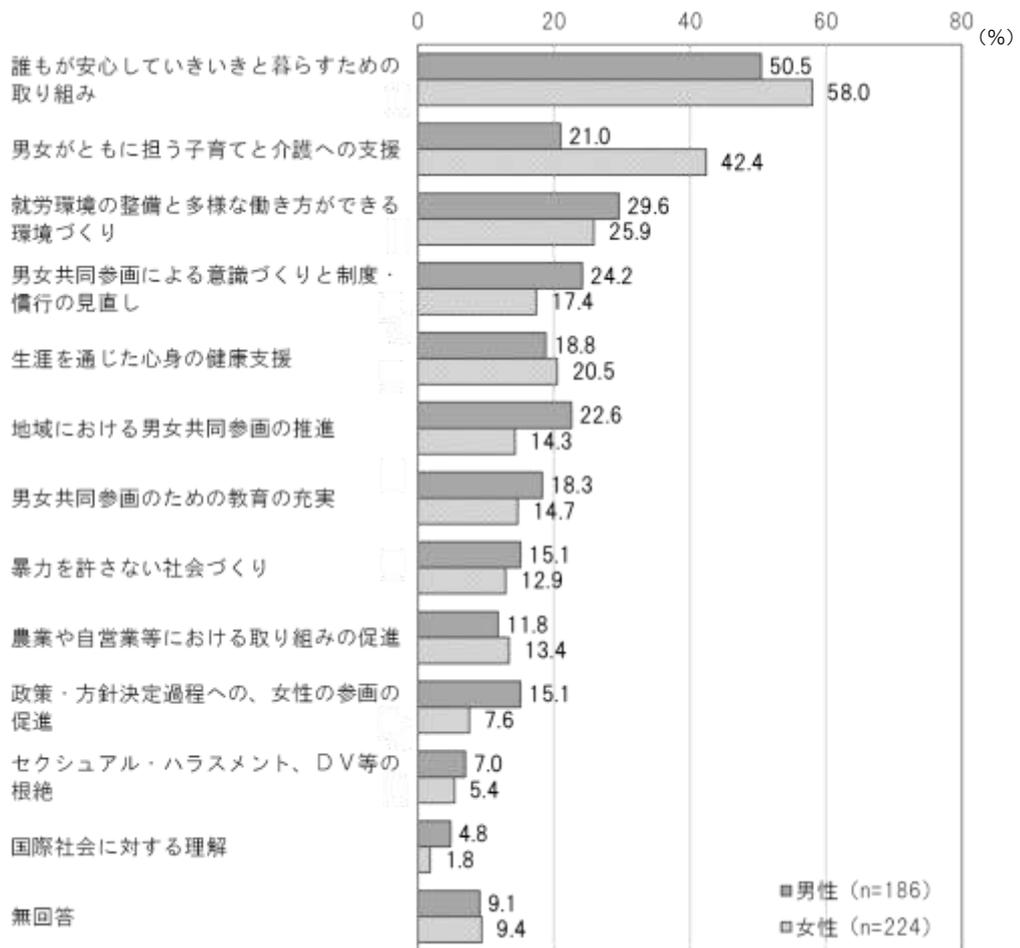
男性では女性の積極的な登用、女性では子育て・保育や介護の負担の軽減を望む人が多い結果となっています。



(8) 今後、重点を置いてほしい施策

「誰もが安心していきいきと暮らすための取り組み」が半数を超えて最も高く、その他の項目に比べて突出して高くなっています。

男性では「男女共同参画による意識づくりと制度・慣行の見直し」や「地域における男女共同参画の推進」、「政策・方針決定過程への、女性の参画の促進」が女性に比べてやや高くなっている一方で、女性では「誰もが安心していきいきと暮らすための取り組み」や「男女がともに担う子育てと介護への支援」が男性に比べて高く、特に「男女がともに担う子育てと介護への支援」では20ポイント以上高くなっています。



3 第2期計画の評価

第2期計画において掲げた目標値について、各種事業の達成状況を評価しました。

全24指標のうち、評価A（達成）が4項目となっているのに対し、評価D（数値悪化）が13項目と多くなっています。内容別にみると、講演会・講座の実施や女性の就労割合、セクシュアル・ハラースメントの状況では達成や改善の状況がみられたものの、平等意識の改善や庁内及び審議会での男女共同参画の推進は基準値を下回る結果となった項目が多くみられたことから、今後も継続した事業の実施が必要です。

評価/A：達成、B：数値改善、C：変化なし、D：数値悪化、E：評価不能

指標	第2期計画		現状値	評価
	基準値	目標値		
基本目標Ⅰ（男女共同参画をめざす意識づくり）				
社会通念やしきたり等で男女が平等であると答える人の割合	20.6%	30.0%	12.6%	D
学校教育の場で男女が平等であると答える人の割合	58.3%	70.0%	51.4%	D
女性が社会参画できるまちづくりが進んでいると感じている住民の割合	16.2%	30.0%	—	E
町広報誌への啓発記事の掲載回数	1回	3回	0回	D
男女共同参画に関する講演会・講座等の実施回数	1回	2回	5回	A
男女共同参画を推進する団体数	3団体	5団体	8団体	A
基本目標Ⅱ（男女共同参画の推進による豊かな地域社会づくり）				
地域活動の場で男女が平等であると答える人の割合	39.1%	50.0%	26.8%	D
審議会等における女性委員の割合	27.0%	30.0%	18.0%	D
女性を含む審議会等の割合	75.9%	85.0%	44.0%	D
町職員の管理職における女性の割合	26.1%	30.0%	24.0%	D
町職員全員を対象とした男女共同参画研修の実施	0回	1回	0回	C
「放課後子どもプラン」事業における実施箇所数	2か所	3か所	1か所	D

指標	第2期計画		現状値	評価	
	基準値	目標値			
基本目標Ⅲ（男女がともにいきいきと働ける環境づくり）					
職場で男女が平等であると答える人の割合	17.2%	40.0%	23.2%	B	
家庭生活の場で男女が平等であると答える人の割合	34.6%	50.0%	27.8%	D	
30～34歳（子育て世代）における女性の労働力率	65.9%	70.0%	73.2%	A	
町男性職員の育児休業の取得割合 «妻の産前産後期間中5日の範囲内»	0.0%	10.0%	0.0%	C	
「有田川町子どもサポーター」の登録人数	541人	1,000人	167人	D	
家族経営協定を締結している農家数	71戸	80戸	68戸	D	
男女共同参画推進事業所	3か所	5か所	6か所	A	
学童保育事業	5か所	6か所	5か所	C	
基本目標Ⅳ（男女が共に健やかに安心して暮らせる体制づくり）					
町の乳がん・子宮がん検診の受診率	乳がん	20.2%	25.0%	22.4%	B
	子宮がん	31.2%	36.0%	28.0%	D
基本目標Ⅴ（男女間のあらゆる暴力の根絶に向けた取り組み）					
DVについて「被害の経験がある」と答える人の割合	5.5%	減少	6.0%	D	
セクシュアル・ハラスメントについて「被害の経験がある」と答える人の割合	5.0%	減少	4.6%	A	
DV経験者の相談状況	相談しなかった	45.8%	減少	32.0%	A
	相談するところがわからなかった	16.7%	減少	—	E

4 男女共同参画推進の意義と課題

○男女平等・男女共同参画への意識づくり

「男女共同参画の推進」について認識・理解を深め、これまでの男女の固定的な役割分担意識やジェンダー意識を変えていくために、各種実態把握や情報提供、啓発活動を行っていく必要があります。

すべての人が男女共同参画を自分の問題としてとらえられるよう、男性への積極的なアプローチや、子どもの頃からの男女共同参画の理解促進を図るなど、地域や職場等での自発的学習活動への支援を行い、男女共同参画社会づくりに向けた意識改革が必要です。

○両性の尊重とあらゆる暴力の根絶

「LGBTQ」や「LGBTQIA+」などの性の多様性を含め、住民一人ひとりが性に関する正しい知識と認識を持ち、互いを尊重しながら一人ひとりが自立し支え合う社会づくりを進めるとともに、あらゆる人権侵害、暴力の根絶に向けた取組が必要です。

○男女の異なる慣行や待遇の見直し・改善

職場や家庭、地域、学校などあらゆるステージにおいて、ジェンダーの観点から、固定的な役割分担や一方に不利な慣行や差別的な待遇などを見直し、改善に取り組んでいくことが必要です。

○様々な困難な状況に置かれている人々への対応

単身世帯やひとり親世帯の増加、雇用・就業構造の変化、経済社会のグローバル化などの中で貧困に陥る層が増加しています。

さまざまな生活上の困難の世代間連鎖を断ち切るためにも、家族や地域の持つ相互扶助機能の低下に対応したセーフティネットの再構築や、個人の様々な生き方に沿った切れ目ないサービスの提供を推進していくことが必要です。

第3章 基本的な考え方

1 基本理念

第2期計画では、男女が、互いにその人権を尊重しつつ喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらずなく、それぞれの個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の実現を目的として、各種施策等を推進してきました。

本計画においても、第2期計画の基本理念を踏襲し、すべての住民が、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会の実現を目指します。

人と自然が織りなし みんなが共にいきいき輝くまち 有田川

2 基本目標

上記基本理念の実現に向けて、下記5つの基本目標を立てて施策を推進します。

基本目標Ⅰ 男女共同参画をめざす意識づくり

基本目標Ⅱ 男女がともにいきいきと働ける環境づくり

基本目標Ⅲ 男女間のあらゆる暴力の根絶に向けた取り組み

基本目標Ⅳ 男女共同参画の推進による豊かな地域社会づくり

基本目標Ⅴ 男女が共に健やかに安心して暮らせる体制づくり

3 計画がめざす男女共同参画社会

家庭では・・・

家族がお互いに尊重し合い、ふれあいのある心豊かな家庭を築いています。

一人ひとりが家事、育児、介護などの家族としての責任を分かち合いながら、家庭と仕事や地域活動との調和のとれた生活を送っています。



職場では・・・

雇用機会や待遇などで男女格差が解消され、男女ともに個性や能力を十分に発揮しています。

男女ともに育児休業や介護休業を積極的に利用し、ゆとりと充実感を持って仕事と家庭や地域活動を両立しています。



学校では・・・

一人ひとりが個性や能力を伸ばす教育が行われ、性別にとらわれない適性に応じた主体的な進路選択がなされています。

自分らしさを大切にし、お互いの個性と人権を尊重する子どもが育っています。



地域では・・・

性別分担意識に基づく慣習やしきたりが見直され、地域での子育てやまちづくりなどの活動に、男女が共にいきいきと参画しています。

地域における方針の立案や決定過程に男女が共に参画し、多様な考え方を活かした地域活動が行われています。



4 計画の体系

基本目標	重点目標	施策の方向性
I 男女共同参画を めざす意識づくり	1 男女共同参画による意識づくりと制度・慣行の見直し	(1) 広報、啓発活動の推進 (2) 固定的な役割分担意識の解消 (3) 職員への男女共同参画意識の浸透
	2 男女共同参画推進のための教育の充実	(1) 教育、学習機会の充実 (2) 学校等における男女共同参画の推進 (3) 家庭教育における男女共同参画を進める啓発活動
II 男女がともに いきいきと働ける 環境づくり	1 就労環境の整備と多様な働き方ができる環境づくり	(1) 男女雇用機会均等と待遇の確保 (2) 就労・能力開発の支援 (3) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた雇用環境の整備
	2 農業や自営業等における取り組みの促進	(1) 農業や自営業等への男女共同参画の推進 (2) 家族従事者等も活躍できる環境の整備
	3 男女がともに担う子育てと介護への支援	(1) 保育サービス等による子育て支援の充実 (2) 地域における子育て支援の充実 (3) 介護を担う人への支援の充実
III 男女間のあらゆる 暴力の根絶に向けた 取り組み	1 暴力を許さない社会	(1) 暴力を許さない社会づくりのための啓発 (2) 暴力に関する法令等の周知
	2 セクシュアル・ハラスメント、DVの根絶	(1) 相談・支援体制の充実 (2) 関係機関との連携の充実 (3) 被害者等への支援体制の充実
IV 男女共同参画の 推進による豊かな 地域社会づくり	1 政策・方針決定過程への女性の参画促進	(1) 行政における政策・方針決定過程への女性の参画促進 (2) 企業・団体等における方針決定過程への女性の参画の促進
	2 地域社会における男女共同参画の推進	(1) 地域コミュニティ活動による男女共同参画の推進
	3 防災・災害復興における男女共同参画の推進	(1) 防災・災害復興における男女共同参画の推進
	4 国際社会に対する理解	(1) 国際的視点にたった男女共同参画施策の推進
V 男女が共に 健やかに安心して 暮らせる体制づくり	1 誰もが安心していきいきと暮らすための取り組み	(1) 高齢者や障がいのある人が安心して暮らせる基盤づくり
	2 生涯を通じた心身の健康支援	(1) あらゆる世代・ライフスタイルに応じた健康づくり支援 (2) 母子保健の充実 (3) 健康をおびやかす問題への対応

第4章 施策の方向

基本目標Ⅰ 男女共同参画をめざす意識づくり

現状と課題

アンケート調査結果をみると、本町では「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方には反対の人が多いものの、賛成である方は3割を超えています。性別にみると、女性に比べて男性で高い割合となっており、性別による意識の違いがみられます。また、男女の平等感では、学校教育の場では平等と感じている人が男性・女性ともに多いのに対し、社会通念・慣習等においては「男性が優遇されている」と感じている人が多く、特に女性ではその意識が高い結果となっています。

すべての住民が個人として尊重され、あらゆる分野に主体的に参画していくためには、こうした考え方を改め、ともに自立し、ともに社会の対等な構成員であるという認識を浸透させ、自主的な活動を促していくことが必要です。

また、男女共同参画社会の実現のためにできることとしては、アンケート調査結果において「互いに対等な存在として尊重する意識を持つ」や「性別に関する偏見や先入観を持たないように心掛ける」などの回答が多くなっています。

近年では「LGBTQ」や「LGBTQIA+」といった言葉が見かけられることが増えており、男性か女性かの二者択一で性別を規定するのではなく、性の多様性が認められる社会を作っていくことが必要です。社会全体の意識を改革するための第一歩として、まずは一人ひとりの意識づくり（意識の改革）に取り組む必要があります。

さらに、学校教育の場においても、「性別にとらわれず多様な選択を可能にする進路指導の充実」や「授業、学校行事など男女に偏りのない学校運営の充実」などを望む人が多い結果となっています。あらゆる場を通じて男女平等の視点に立った指導を充実させるとともに、一人ひとりの児童・生徒が個性や能力を発揮できるよう、自立した人間として考え、判断し、行動できる場や機会が公平に与えられることが必要です。

施策の方向性

男女共同参画社会の実現に向けた取り組みの第一歩として、地域社会における社会通念や慣習、住民意識の改革に向けて、下記の取り組みを進めていきます。

施策の方向性1 男女共同参画による意識づくりと制度・慣行の見直し

施策の方向性2 男女共同参画推進のための教育の充実

1 男女共同参画による意識づくりと制度・慣行の見直し

(1) 広報、啓発活動の推進

男女共同参画の理念や内容、推進するための取り組み等について、町のホームページや広報紙、講演会、研修会等のあらゆる機会を通じて、分かりやすい広報や啓発、情報提供を行います。

具体的施策	内容	担当課
男女共同参画に関する講演会・講座等の開催	<ul style="list-style-type: none"> ○男女共同参画に関する講演会や講座を開催します。 ○その他の講演会においても、内容で男女共同参画にふれるなど、あらゆる機会を通じて男女共同参画や人権に関する啓発を行います。 ○県などが主催する男女共同参画に関する事業・研修等に参加を呼びかけます。 	社会教育課
男女共同参画に関する調査・研究、情報の収集・提供	<ul style="list-style-type: none"> ○男女共同参画に関する資料、情報を収集し、研究するとともに住民への情報提供に努めます。 ○関連図書の充実と啓発スペースを設置します。 	社会教育課

(2) 固定的な役割分担意識の解消

「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識を見直すため、各種講演会、講座の開催等を推進します。

具体的施策	内容	担当課
性別による固定的な役割分担意識の見直しのための啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○広報紙や啓発冊子等を通じて社会通念・慣行・しきたり等男女共同参画について正しい理解を深めるための広報・啓発に努めます。 	社会教育課
男性の役割分担意識の見直しのための啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○公民館等で定期的に男性も参加できる各種教室を開催するなど、男性の役割分担意識の見直しを図ります。 	社会教育課

(3) 職員への男女共同参画意識の浸透

町の各種刊行物については、男女平等の観点からその表現や内容を検討し、男女共同参画を推進する意義が明確に伝わるようにするとともに、男女共同参画の実現及び計画の推進について、職員の意識の高揚に努めます。

具体的施策	内容	担当課
男女共同参画の視点に立った職場づくり	<ul style="list-style-type: none">○性別に関係なく、LGBTQ などの性の多様性などを含め、一人ひとりがともに個々の能力を生かすことができ、働きやすい職場づくりに努めます。○性別によって役割を固定するのではなく、個々に見合った役割を持った、やりがいのある職場環境づくりに努めます。	全課
職員研修等の実施	<ul style="list-style-type: none">○男女共同参画の理解を深めるため、職員への啓発・研修などを実施します。○各所属長に対して職員の研修参加に配慮する旨の通知文を送るなど、研修に参加しやすい環境づくりに努めます。	総務課

2 男女共同参画推進のための教育の充実

(1) 教育、学習機会の充実

学習活動のための施設開放を促進するなど、多様なニーズに対応した講座等の内容や機会を充実させ、住民の学習活動への参加意欲の高揚を図ります。

具体的施策	内容	担当課
学習の機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○さまざまな世代に人権に関心をもってもらえるよう、人権講演会・人権映画会等を実施します。 ○会の終了後には、参加者へのアンケートを実施し、参加者からの意見について協議を行うなど、内容の充実を図ります。 ○開催場所における乳幼児一時預かりや手話通訳の実施など、あらゆる人が参加できるよう努めます。 	社会教育課
推進グループの育成・活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ○男女共同参画の取り組みが進むよう、学習機会や情報の提供を通じて各種団体・グループの活動を支援します。 ○男女共同参画推進に関する活動を行うグループや団体の交流を促し、情報や活動のネットワーク化を促進します。 	社会教育課
人権意識の高揚	<ul style="list-style-type: none"> ○町広報誌への人権だよりの掲載、街頭啓発や企業訪問、学校訪問の実施などを通じて、性別や子ども・高齢者・障がいのある人・外国人等に関する幅広い人権尊重意識の啓発に努めます。 	社会教育課

(2) 学校等における男女共同参画の推進

一人ひとりの個性や能力を発揮できるよう教職員に対する研修を行うなど、男女平等意識に基づいた適切な指導の充実を図ります。

具体的施策	内容	担当課
男女共同参画の視点に立った保育・教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○固定的な性別役割分担意識の見直しと、一人ひとりの個性と能力が発揮でき、多様な生き方ができるような意識づけをめざした保育・教育の充実を図ります。 ○児童・生徒の一人ひとりが主体的に多様な選択ができるよう、児童生徒の体験活動を推進するにあたり、男女平等の意識や職業に対する正しい知識と理解を推進します。 ○道徳や特別活動を中心とした男女平等の意識を高める指導を充実します。 ○共生の視点を踏まえ、男女混合名簿の作成や体育科における男女共習を実施します。 	こども教育課
教育関係者、保護者への研修の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○男女共同参画意識を高めるため、教職員や教育関係者に対する啓発・研修の機会を充実します。 ○家庭における男女共同参画を推進するため、PTA 研修会などを通じた保護者に対する男女共同参画についての学習機会の提供に努めます。 ○保護者会などの役員における男女共同参画を進めます。 	社会教育課 こども教育課

(3) 家庭教育における男女共同参画を進める啓発活動

男女が対等なパートナーシップの確立を図り、家事や育児、家庭教育等をともに担う家庭づくりを推進します。

具体的施策	内容	担当課
家庭教育のための学習機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ○親が家庭教育に関する学習の機会を持ち、家庭の教育力を向上させるため、家庭教育を推進します。 ○相手を思いやる心や豊かな人間性を育む心などを育成する機会を提供します。 	社会教育課

□ ■ 一人ひとりの取り組み ～家庭・地域・職場で～ ■ □

- 男女共同参画に関する情報を積極的に収集しましょう。
- 研修会や講演会、講座に参加するなど、社会にある男女共同参画の問題に関心を持ちましょう。
- 情報を発信するときは、その表現が性別による固定的役割分担意識を助長させることがないように心がけましょう。
- 学校で学んだ男女共同参画や人権に関することを家庭で話しあいましょう。

□ ■ めざす目標（計画の指標） ■ □

指標	現状値	目標値
社会全体で男女が平等であると答える人の割合	19.1%	30%
男女共同参画に関する講演会・講座等の実施回数	5回	7回
男女共同参画を推進する団体数	8団体	10団体
学校教育の場で男女が平等であると答える人の割合	51.4%	60%

基本目標Ⅱ 男女がともにいきいきと働ける環境づくり

現状と課題

2007年（平成19年）には少子化対策の一つとして、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定され、男女が協力しあって、仕事と家庭生活、その他の活動のバランスを図ることが求められています。

また、2016年（平成28年）4月には、女性の雇用を推進することを義務づけた「女性活躍推進法」が実施され、ますます女性の社会進出が進んでいます。本町においても、女性の就労率は近年増加しており、また、県平均と比べても高い就労率となっています。

しかしながら、アンケート調査結果をみると、家庭内における役割分担では、“生活費を稼ぐ”や“地域活動（自治会・町内会など）”は「夫」、 “家事（掃除、洗濯、食事の支度、ゴミ出しなど）”や“家計の管理”、“育児”、“介護”などは「妻」と、日常の家事や育児・介護は女性が担っている場合が多い結果となっています。また、その役割分担に対する満足度では、満足していない人の割合が男性に比べて女性で高くなっており、家庭での役割分担の改革に対する支援が望まれています。

女性が活躍するための支援として必要だと思う取り組みでは、「育児・介護の支援」や「役場や子育て支援センターなどによる相談の充実」、「起業や就職、社会貢献等の情報の提供」などの回答が多くなっており、家庭・社会・職場における「子育て・介護」への支援が望まれていることが分かります。

男女が固定的性別役割分担意識にとらわれることなく、ともに社会に参画するためには、ワーク・ライフ・バランスを実現させることが極めて重要です。

また、近年の離婚件数の増加に伴いひとり親家庭が増加しています。子育てや家事に追われてフルタイムで仕事ができない状況などもあり、給与面や待遇面が充実せず、ひとり親、特に母子世帯の貧困率が高いと言われています。経済的に困窮するひとり親家庭を支援する制度についての周知とともに、ひとり親家庭を貧困の連鎖から救うための育児や介護への支援が必要とされています。

施策の方向性

男女がともに、仕事だけの生活にならないよう、自分らしい生き方を選択でき、仕事と子育て、介護、地域活動などを両立できる社会の実現に向けての意識啓発に向けて、下記の取り組みを進めていきます。

施策の方向性 1 就労環境の整備と多様な働き方ができる環境づくり

施策の方向性 2 農業や自営業等における取り組みの促進

施策の方向性 3 男女がともに担う子育てと介護への支援

1 就労環境の整備と多様な働き方ができる環境づくり

(1) 男女雇用機会均等と待遇の確保

労働基準法や男女雇用機会均等法などの関係法制度の周知を図り、すべての就労者が働きやすく、公正に処遇される職場環境づくりを推進します。

また、事業者や男女労働者に対し、雇用環境の整備などについて啓発や情報提供を行います。

具体的施策	内容	担当課
男女雇用機会均等法等の周知	○「労働基準法」や「男女雇用機会均等法」などについて周知と啓発を図ります。	商工観光課
労働相談、就労相談など各種相談窓口の情報提供	○労働相談に対し、相談窓口の情報提供に努めるとともに職業安定所等関係機関との連携を密にします。	商工観光課

(2) 就労・能力開発の支援

結婚や出産、育児、介護などの事情によりいったん仕事を辞めた女性の再就職や起業、能力向上について、関係機関と連携した情報提供を行います。

具体的施策	内容	担当課
女性の就労や再就職を支援するための情報提供	○女性の就労や再就職を支援するため、関係機関と連携して情報提供を行います。	商工観光課
パートタイム労働者等に対する雇用の安定と保障のための情報提供	○パートタイム労働者、契約社員及び派遣労働者等の適切な処遇・労働条件の改善に向けて法制度の情報提供に努めます。	商工観光課

(3) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた雇用環境の整備

仕事と家庭の両立の必要性について、企業などへの理解促進に努めます。また、仕事を持つ男女への意識啓発を推進します。

多様な働き方を支援する制度の定着を働きかけます。

具体的施策	内容	担当課
企業等との協働による啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none">○企業等における男女共同参画に関する研修などの実施を支援するなど、企業等に対して啓発活動を行います。○男女共同参画の推進に貢献する企業等が増加するよう、企業イメージの向上につながるような表彰などの実施に向け、検討を行います。	商工観光課
就業条件と環境の整備の働きかけ	<ul style="list-style-type: none">○働く男女が安心して、育児・介護を行うことができるように、関係機関と連携して、育児・介護休業制度の普及啓発に努めます。○多様な労働形態について理解を深められるよう、企業等に対して啓発活動を行います。	商工観光課

2 農業や自営業等における取り組みの促進

(1) 農業や自営業等への男女共同参画の推進

農業や自営業等で性別にかかわらず能力を発揮できるよう、労働条件の改善を呼びかけ、産業の活性化、男女の対等なパートナーシップの確立をめざします。

具体的施策	内容	担当課
農業や自営業等における労働条件の改善のための啓発	○商工会やJA（農業協同組合）等との連携により、商工自営業や農業に従事する人の労働条件の改善に向けた啓発を推進します。	商工観光課
農林水産業に関わる研修参加、情報提供	○「有田川町生活研究グループ」や農業士会、4Hクラブなど農業関係団体での、各種研修会や、他の団体の事業への参加を促します。 ○取り組みや活動について情報発信を行いながら、会員に限定した研修会を可能な範囲でオープン参加可能にするなど、グループの活動に興味を持ってもらい、会員の増加をめざします。	産業課

(2) 家族従事者等も活躍できる環境の整備

男女がともに快適に働けるよう、休日や給与等、就労環境の改善に向けての情報提供や経営能力、技術向上のための学習の機会の提供等を行います。

具体的施策	内容	担当課
経営能力や技術向上のための情報や学習機会の提供	○農業や自営業等の担い手として能力を発揮できるよう、県やJA（農業協同組合）等と連携し、情報提供や学習機会の提供に努めます。 ○農業後継者対策として、新規就農や親元就農への支援、法人化・集落営農組織への支援制度構築を図ります。	産業課
家族経営協定の普及・啓発	○休日や給与、役割分担を明確にする家族経営協定の締結の普及・啓発に向けて情報提供等を行います。 ○新規就農や親元就農、法人化・集落営農組織への支援を進めていく中で、そのきっかけとして家族経営協定の普及・啓発を図ります。	産業課

3 男女がともに担う子育てと介護への支援

(1) 保育サービス等による子育て支援の充実

子育て世代のニーズを把握し、必要とする人に必要とするサービスが受けられるようサービスの充実を図ります。

具体的施策	内容	担当課
多様な保育サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ○乳児保育、一時保育、延長保育、病児保育など、保護者の就労形態や地域の子育てニーズに応じた多様な保育サービスの充実を図ります。 ○関連機関と連携し、情報の提供に努めます。 	こども教育課
学童保育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○多様な家族形態、就労形態等により放課後、子どもだけになってしまう家庭への支援のため、学童保育の充実に努めます。 ○指導員は研修会等に積極的に参加し、資質向上を図ります。 	こども教育課
ひとり親家庭への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ひとり親家庭に対し、母子自立支援員などによる相談を実施することで不安の軽減を図り、自立に必要な情報提供・支援を行います。 ○子どもの年齢等により支援内容が異なるため、ひとり親家庭に対するさまざまな制度を周知できるよう、窓口でも説明を行うなど、積極的に対応していくとともに、相談しやすい窓口対応を心がけます。 	やすらぎ福祉課 健康推進課 こども教育課

(2) 地域における子育て支援の充実

核家族化やライフスタイルの多様化により、子育て家庭を取り巻く環境は変化していることから、すべての人が安心して子育てができる環境づくりを推進します。

具体的施策	内容	担当課
子育てバリアフリーの推進	○子育てを支援する生活環境の整備を推進し、地域として子どもを育てる環境・体制づくりを行います。	健康推進課 こども教育課
子育て・親育てへの支援	○身近な地域で安心して子育てができるよう、育児相談や子育て講座を開催します。 ○自主的に子育てサークル等が企画運営しやすいよう支援に努めます。 ○広報活動に努め、開催時期や内容検討を行いたい。	健康推進課 社会教育課 こども教育課
子どもや家庭に関する相談体制の充実	○子育て支援センターを中心に、各保育所など、気軽に相談できる場所、子育てに役立つ身近な情報を提供します。 ○子育て不安など、子どもや家庭に関する相談に対応するとともに、虐待等に関しては、関係機関や地域サポートの連携のもと実態把握や未然防止、支援の充実に努め、虐待の事実があったときには即対応できる体制を整えます。	こども教育課 健康推進課

(3) 介護を担う人への支援の充実

高齢者ができる限り自立して充実した生活が送れるよう介護予防事業を推進するとともに、介護が必要になった場合においても、良質な介護サービスの提供とともに、介護する家族の負担を軽減するための介護支援の充実に努めます。

具体的施策	内容	担当課
家族の在宅介護の負担の軽減	<ul style="list-style-type: none">○町の広報誌に定期的に各種制度や負担軽減の申請等について掲載し、家族介護者の介護の負担軽減を図ります。○家族介護者が各種のサービスを有効に活用して負担軽減を図れるよう努めます。	長寿支援課
介護保険サービス等の質の向上	<ul style="list-style-type: none">○高齢者が要介護にならないように予防することや、心身の機能が低下しても可能な限り住みなれた地域で自立した生活が送ることができるよう介護保険サービス等を充実します。○自立支援型地域ケア会議を開催し、理学療法士等の専門職に参画してもらうなど、自立支援重度化予防のためのケアプランの検討を行います。	長寿支援課

□ ■ 一人ひとりの取り組み ～家庭・地域・職場で～ ■ □

- 家族一人ひとりの個性や生き方、考え方を尊重し、家事や育児、介護などを家族みんなで協力しましょう。
- 身近に育児や介護に不安を感じている人がいるときは、相談するように勧めましょう。
- 家事や育児、介護に関するサービスについての情報を積極的に収集し、活用しましょう。
- 企業や事業所は、ワーク・ライフ・バランスへの取り組みを進めるなど、育児や介護を担う労働者が働き続けやすい職場環境の整備に努めましょう。
- 企業や事業所は、国が認定する「子育てサポート企業」として「くるみん」マークを取得しましょう。

□ ■ めざす目標（計画の指標） ■ □

指標	現状値	目標値
職場で男女が平等であると答える人の割合	23.2%	40.0%
家庭生活の場で男女が平等であると答える人の割合	27.8%	50.0%
町男性職員の育児休業の取得割合 《妻の産前産後期間中5日の範囲内》	0.0%	10.0%
家族経営協定を締結している農家数	68戸	80戸
男女共同参画推進事業所	6か所	8か所

基本目標Ⅲ 男女間のあらゆる暴力の根絶に向けた取り組み

現状と課題

ドメスティック・バイオレンス（DV）やセクシュアル・ハラスメントなどを、暴力は、性別や年齢、加害者と被害者の対象を問わず、決して許されるものではありません。「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）の制定などもあって、女性に対する暴力は犯罪となる行為を含むという認識は広がっているものの、個人的問題としてとらえられがちです。

アンケート調査結果においても、夫や妻・恋人など親しい間柄にある男女間の暴力を受けたことがある人のうち、約3割が「どこ（だれ）にも相談しなかった」と回答しています。また、セクシュアル・ハラスメントを受けたことがある人でも、約3割が「仕方がないと思い、何もしなかった」といった回答をしており、暴力に関する現状や問題は潜在化の傾向がみられます。

人権の擁護という観点からも、配偶者からの暴力やデートDVなどの男女間の暴力や、児童・高齢者・障がいのある人などの社会的弱者への虐待、外国人労働者に対する暴力等、あらゆる暴力の予防と根絶の基盤づくりを進めるとともに、暴力の形態に応じた幅広い被害者支援に向けた取り組みが必要です。

また、被害の拡大を防ぐためには、暴力等を受けた人が速やかに相談し、早期発見・早期解決につなげていくことが重要ですが、公的機関や専門家への相談はまだまだ少ないのが現状です。そのため、いつでも安心して相談ができる相談機関の周知徹底を行うとともに、相談体制を充実し、緊急一時保護施設を整備するなど、被害を受けた人のその後の生活も確保できるよう、暴力根絶のためのネットワークの整備が必要です。また、再犯防止の観点から、あらゆる暴力の加害者に対しても、心のケアや配慮など、適切な対応と支援を行っていくことが必要です。

施策の方向性

暴力は、人権を侵害する重大な問題であるとの認識を広め、女性に対するあらゆる暴力を許さない社会環境づくりに向けて、下記の取り組みを進めていきます。

施策の方向性1 暴力を許さない社会

施策の方向性2 セクシュアル・ハラスメント、DVの根絶

1 暴力を許さない社会

(1) 暴力を許さない社会づくりのための啓発

男女がともに暴力は許されない犯罪であるという認識を持ち、加害者にも被害者にもならないよう、さまざまな機会を通じて意識啓発を行います。特に若年層からの教育、啓発に努めます。

具体的施策	内容	担当課
男女間のあらゆる暴力を防止するための啓発	○暴力は人権を侵害するものであるとの認識を浸透させ、あらゆる暴力の根絶に向けた啓発を推進します。	社会教育課

(2) 暴力に関する法令等の周知

DV（ドメスティック・バイオレンス）等に関する啓発や情報提供など、住民の意識改革を図るため、広く啓発を行います。

具体的施策	内容	担当課
あらゆる暴力に関する関連法令等の周知	○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律やストーカー規制法等の周知に努めます。	社会教育課

2 セクシュアル・ハラスメント、DVの根絶

(1) 相談・支援体制の充実

庁内の関係課や警察等の関係機関などと連携し、相談体制の充実を図ります。

具体的施策	内容	担当課
セクシュアル・ハラスメントの防止	<ul style="list-style-type: none"> ○関連法令等の周知と順守のための啓発に努めます。 ○企業等におけるセクシュアル・ハラスメントを防止するための啓発活動を行います。 	社会教育課 こども教育課 総務課

(2) 関係機関との連携の充実

庁内の関係課や警察等の関係機関、地域住民などと連携しながら、被害者救済のための相談体制の充実を図るとともに、啓発活動や関係機関との連携に努めます。

具体的施策	内容	担当課
犯罪の防止に向けた環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ○犯罪防止のため、関係機関との連携により、見回りや声掛け等の防犯活動を推進します。 ○小中学校下校時における、少年センターや青少年みまもり隊、消防などによる見守りパトロールなど、関係機関との連携による防犯活動を推進します。 	社会教育課 総務課
ネット犯罪防止対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○各学校において、ネットモラルについて授業や講習会を実施するなど、ネット規制ではなく、正しい知識の支援を行います。 ○子どもたちを指導する教員もネット指導講座を受講し、指導力の向上を図ります。 	こども教育課 総務課

(3) 被害者等への支援体制の充実

被害者救済のための相談体制の充実を図るとともに、啓発活動や関係機関との連携に努めます。

具体的施策	内容	担当課
相談支援体制の充実	○DV やセクシュアル・ハラスメント等の被害にあった場合の相談窓口についての周知を図り、必要な情報提供や援助が幅広く行えるように努めます。 ○庁内における差別的な待遇やセクシュアル・ハラスメント等の問題の解決を図るための窓口を設け、敏速かつ適切な対応を図ります。 ○町の関係機関において、セクシュアル・ハラスメントの相談窓口を設置し、迅速な対応に努めます。 ○人権擁護委員による特設相談等を実施し、人権に関する相談を受けるとともに、広報誌等で住民に周知し、何かあったらすぐに相談できる体制を維持します。	社会教育課 総務課 健康推進課

□ ■ 一人ひとりの取り組み ～家庭・地域・職場で～ ■ □

- 暴力や差別など、相手の心や身体を傷つけるようなことはやめましょう。
- あらゆる暴力は犯罪であるとともに、人権侵害であることを認識しましょう。
- DV（ドメスティック・バイオレンス）やセクシュアル・ハラスメントの被害については、ひとりで悩まず、関係機関に相談しましょう。
- 身近な人が被害にあったときは、相談するように勧めましょう。

□ ■ めざす目標（計画の指標） ■ □

指標	現状値	目標値
DVについて「被害の経験がある」と答える人の割合	6.0%	0%
セクシュアル・ハラスメントについて「被害の経験がある」と答える人の割合	4.6%	0%

基本目標Ⅳ 男女共同参画の推進による豊かな地域社会づくり

現状と課題

近年、女性の社会進出が進みつつありますが、政策や方針決定過程への女性の参画は、まだ十分とは言えません。アンケート調査結果においても、意思決定の場に女性が参画することについて「男女半々まではいかなくても、今より増える方がよい」や「男女半々になるくらいまで増える方がよい」などの回答が多く、今以上の女性の参画を望む人が大半を占める結果となりました。

また、管理的部門や指導的地位への女性登用が少ない状況として考えられる理由では、「女性は継続して勤務することが困難であるから」や「社会的・文化的に性別によって役割を固定する考え方や意識が残っているから」などの回答が多く、事業所や企業、地域の各団体の意識改革が必要です。

男女がともに職場や地域活動、行政等のさまざまな分野における意思決定過程への女性の参画を促進し、人材の育成に力を入れるとともに、事業所や企業、地域の各団体においても、女性の発想や考え方を生かし、個人の能力に即しつつ女性を経営や管理職へ積極的に登用していくことが必要です。

また、現在の地域活動への参加状況では「いずれにも参加していない」が約4割を占め、男性に比べて女性の参加が少ない状況です。参加しない理由では、「自分の健康や体力に自信がない」が多くなっているものの、「仕事が忙しく、時間がない」や「家事・育児・介護が忙しく、時間がない」などの回答も多く、参加したくても時間がとれずに参加できていない人も多いことが分かります。

国の男女共同参画基本計画において、重点分野の一つに「地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進」が位置付けられ、避難場所などの場における安全の確保など男女共同参画の視点からの配慮、男女共同参画の視点を取り入れた防災（復興）体制の確立などが掲げられています。

アンケート調査結果においても、防災・災害復興対策における性別や多様性に配慮した対応が必要と回答した人が多く、「避難所の設備」や「災害時の救援医療体制」への配慮を望む人が多くなっており、防災分野への女性の参画を促進する工夫が必要となっています。

施策の方向性

男女がともに職場や地域活動、行政等さまざまな分野に参画することができるよう、住民全体の意識変革に向けて、下記の取り組みを進めていきます。

- 施策の方向性 1 政策・方針決定過程への女性の参画促進
- 施策の方向性 2 地域社会における男女共同参画の推進
- 施策の方向性 3 防災・災害復興における男女共同参画の推進
- 施策の方向性 4 国際社会に対する理解

1 政策・方針決定過程への女性の参画促進

(1) 行政における政策・方針決定過程への女性の参画促進

町の審議会等における政策や方針決定過程への女性の参画が促進されるよう、具体的に数値目標を定めて取り組みます。

具体的施策	内容	担当課
審議会等委員への女性の参画促進	<ul style="list-style-type: none"> ○審議会等委員の選出方法の見直しを行うなど、女性委員比率ゼロの審議会等の解消と、女性委員比率 30%以上の達成をめざします。 ○各種審議会委員の改選時には、男女共同参画について説明し、女性の参画を促進します。 	全課
性別に関わらない職域拡大と管理職への登用促進	<ul style="list-style-type: none"> ○研修などへの参加を促進するとともに、女性職員について、昇任、管理職への登用や職域の拡大を図ります。 ○人材育成基本方針に男女共同参画の視点を取り入れ、庁内における男女共同参画の推進を図ります。 	総務課

(2) 企業・団体等における方針決定過程への女性の参画の促進

男女がともに能力や感性を発揮できる環境づくりのために、企業や地域団体に対して、方針や決定過程への女性の参画促進に向けた啓発を図ります。

具体的施策	内容	担当課
企業・団体等での方針決定への男女共同参画の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○企業における女性の能力開発や職域の拡大に向けて、啓発に努めます。 ○各団体、グループ等の活動の方針決定の場へ女性が参画できるよう促進します。 	全課

2 地域社会における男女共同参画の推進

(1) 地域コミュニティ活動による男女共同参画の推進

誰もが積極的に地域活動へ参画できる体制づくりを推進します。

具体的施策	内容	担当課
地域活動への参画の推進	<ul style="list-style-type: none">○学校を核とした地域コミュニティの再構成のため、「放課後子どもプラン」等を充実させます。○男女の枠を超えた住民活動の充実を図るため、地域における仕組みづくりや講座・イベントなどを開催します。○地域活動連絡協議会の充実と男性の参画を推進します。	社会教育課 こども教育課
地域課題への女性の参画	<ul style="list-style-type: none">○環境・防犯・防災などの地域課題に対し、性別にとらわれることなく多様な考え方が活かされるよう地域への働きかけを行うとともに、女性の人材育成を推進します。	全課

3 防災・災害復興における男女共同参画の推進

(1) 防災・災害復興における男女共同参画の推進

地域の暮らしの改善に直接つながる分野でありながら、これまで女性の参画が少なかった防災分野への女性の参画を促進し、男女が共同して活力ある社会づくりを進めます。

具体的施策	内容	担当課
防災知識の普及	○地域防災計画に基づき、住民が集まる研修会の実施や、町広報誌等への記事を掲載するなど、男女のニーズの違いに配慮した防災知識の普及に努めます。	総務課
地域防災活動への男女共同参画の推進	○自主防災組織・自治会等の地域コミュニティが防災に果たす役割は大きいことから、固定的な性別役割分担意識を見直し、女性リーダーの育成など、積極的に女性の参画を促進し、地域防災力の向上に努めます。 ○女性で組織する団体等に対しては、防災リーダー育成研修等を実施します。	総務課
男女共同参画の視点に立った防災対策の推進	○防災対策の立案については災害時に援護が必要な人の視点に立ち、さまざまな角度から対策を講じます。 ○復興業務体制については、女性の視点に立った対応ができるよう取り組みます。 ○地域防災計画や各種防災マニュアルについて、随時見直しを実施します。	総務課

4 国際社会に対する理解

(1) 国際的視点にたった男女共同参画施策の推進

異文化理解や国際交流に取り組み、多文化共生の社会づくりを推進します。

男女共同参画に関する国際的な取り組みの情報を収集し提供します。

具体的施策	内容	担当課
国際的な取り組みとの協調	<ul style="list-style-type: none">○諸外国の状況や国際的な潮流を学習する機会や情報の提供に努めます。○外国人を含むすべての住民の人権が尊重され、互いの文化や習慣の違いを理解し、尊重し合う共生社会の実現のため、外国語による表記や相談等支援の充実に努めます。	社会教育課
国際理解教育の推進	<ul style="list-style-type: none">○異文化理解や国際的な人権感覚育成のため、幼児期から異文化に触れさせたり、また小中学校では短期留学生との交流や異文化体験により国際理解教育の推進に努めます。	こども教育課 社会教育課

□ ■ 一人ひとりの取り組み ～家庭・地域・職場で～ ■ □

- 性別に関係なく町政に関心を持ち、自分の意見を反映するために審議会などの政策・方針決定の場に積極的に参加しましょう。
- 自治会など地域における団体の方針の立案や決定に、男女ともに積極的にかかわるよう努めましょう。
- 地域の避難所運営などについて女性や子育て家庭の意見を反映しましょう。
- 地域に暮らす外国人の異なる文化や生活習慣、価値観など相互に理解しあいましょう。

□ ■ めざす目標（計画の指標） ■ □

指標	現状値	目標値
地域活動の場で男女が平等であると答える人の割合	26.8%	30.0%
審議会等における女性委員の割合	18.0%	30.0%
女性を含む審議会等の割合	44.0%	85.0%
町職員の管理職における女性の割合	24.0%	30.0%
町職員全員を対象とした男女共同参画研修の実施	0回	1回

基本目標Ⅴ 男女が共に健やかに安心して暮らせる体制づくり

現状と課題

本町では、少子高齢化に伴うひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の増加や女性の社会進出に伴う共働き家庭の増加など、高齢社会の進展とともに生活様式の多様化がみられます。社会環境の変化は住民の健康にも急激な変化をもたらします。アンケート調査結果においても、今後の行政への要望として、重点を置いてほしい施策では、「誰もが安心していきいきと暮らすための取り組み」が半数を超えて最も高く、その他の項目に比べて突出して高くなっています。

生涯にわたって健康で快適な生活を送ることは、誰もが望むことであり、そのためには住民一人ひとりが自らの心身の状態を理解し、健康保持や増進に向けて積極的に取り組んでいかなければなりません。すべての住民が住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせるよう、年齢や障がいの有無にかかわらず、一人ひとりの異なる状態やニーズに合わせて各種サービスの質と量を確保することが必要です。

また、近年離婚件数の増加により、ひとり親家庭が増加しています。ひとり親家庭では、経済的な不安を抱えるなど、支援が必要な家庭は少なくありません。それぞれの家庭の状況に対応した生活の安定と自立を支援する方策を充実させ、仕事と地域、家庭生活のバランスをとることができるような環境の整備が求められています。

自立に向けた支援として、親の就労に向けた技能取得のための教育訓練を優先的に進めるとともに、医療費や教育費等に関する利用可能な支援制度についての情報提供を行うなど、それぞれの家庭の状況に応じた生活の安定と自立を支援する方策が必要です。

施策の方向性

超高齢社会の到来に対応しても、高齢者も主体的に活動し、男女がともに社会を担う一員として重要な役割を担えるよう、活力ある社会づくりに向けて、下記の取り組みを進めていきます。

施策の方向性 1 誰もが安心していきいきと暮らすための取り組み

施策の方向性 2 生涯を通じた心身の健康支援

1 誰もが安心していきいきと暮らすための取り組み

(1) 高齢者や障がいのある人が安心して暮らせる基盤づくり

- 性別にかかわらず障がいのある人がその意欲や能力に応じて地域社会に参画し、いきいきと生活ができるよう環境整備を図ります。

具体的施策	内容	担当課
自立した生活を維持するための総合相談支援	○住みなれた地域で自立した生活を継続するため、地域包括支援センターにおいて、高齢者の総合相談を実施し、関係機関と連携しながら保険・医療・福祉・介護等の必要なサービスにつなぐ相談支援を行います。	長寿支援課
高齢者や障がいのある人の生きがいを支援	○高齢者や障がいのある人が生きがいを持って生活が送れるよう、学習・スポーツ・交流等の各種活動に対する支援に努めます。 ○学校支援ボランティアとしての生きがいづくり、子どもとの交流と共生を進めます。 ○他部署とも連携し、多世代間で交流がしやすいようなイベントづくりを推進します。	社会教育課 長寿支援課 子ども教育課
高齢者や障がいのある人の就労支援	○シルバー人材センター等関係機関との連携により、長年の技能や経験を生かした高齢者雇用、生きがい対策を推進します。 ○障害のある人の就労促進に向けて、有田圏域障がい者就業・生活支援連絡協議会を通じて企業等への働きかけや就労支援を行います。 ○制度に関する周知が不足しているため、障害者相談支援事業所と連携し、制度の周知に努めます。 ○紀中障害者就業・生活支援センターとの連携を強化し、民間企業との連携を深め、就労支援につなげます。	長寿支援課 やすらぎ福祉課
福祉サービスの情報提供等の充実	○住みなれた地域で安心して暮らすことができるよう、高齢者福祉サービスや障がいのある人にかかる福祉サービス等の情報提供の充実に努めます。 ○制度に関する周知が不足しているため、障害者相談支援事業所と連携し、制度の周知に努めます。	長寿支援課 やすらぎ福祉課
日常生活支援事業の推進	○地域での生活が困難な状態にある高齢者や障がいのある人の尊厳が守られ、安心して生活ができるよう、各種サービスや制度につなげます。	長寿支援課 やすらぎ福祉課
高齢者や子ども等誰にもやさしい道路等整備	○道路を整備するとき、バリアフリー化や歩道の整備、路面標示の工夫など、交通弱者を守るよう心がけます。	建設課

2 生涯を通じた心身の健康支援

(1) あらゆる世代・ライフスタイルに応じた健康づくり支援

ライフステージに応じて、女性が自らの健康を適切に管理できるよう支援を行います。

また、発達段階に応じた性や生命に対する教育を行うとともに、心と身体の悩みや健康についての相談体制の整備を促進します。

具体的施策	内容	担当課
健康な身体づくりの推進と心身の問題に関する相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○男女が生涯にわたって心身ともに健康に過ごせるよう、健康診断やがん検診の受診を促進し、また、性差に応じた相談、支援に努めます。 ○健康づくりのための運動教室・栄養教室・健康相談などを定期的実施します。 ○運動習慣を取り入れるきっかけづくりを目的に、今後も参加しやすい日時、内容の検討を重ね継続するとともに運動に関する社会資源等の情報提供に努めます。 	健康推進課
性と生殖に関する互いの意思の尊重	<ul style="list-style-type: none"> ○各ライフステージに応じて、互いの身体的特徴を十分に理解し、正確な知識を持ち、互いの性を尊重することができるよう啓発に努めます。 	こども教育課 健康推進課

(2) 母子保健の充実

女性が自らの心と身体の健康管理を行い、妊娠や出産に関して自ら主体的に判断できるよう、また男性にとってもパートナーの妊娠や出産について考えるための機会となるよう情報を提供します。

具体的施策	内容	担当課
妊娠・出産に関する支援	<ul style="list-style-type: none"> ○妊娠・出産・不妊にあたって、必要な保健指導及び相談事業の充実に努めます。 ○支援が必要と思われる妊産婦については、関係機関との連携強化を行います。 	健康推進課
子育てに関する支援	<ul style="list-style-type: none"> ○各成長段階に応じた乳幼児健康診査を行います。 ○「育児サロン」などの保護者同士の交流機会を提供し、子育て不安などの軽減に努めます。 ○子育て支援に必要な情報提供（子育てアプリ・子育てガイドブック）に努めます。 ○子育てに関する教室・サロン等への父親参加を促進するため、広報・啓発活動の充実に努めます。 	健康推進課

(3) 健康をおびやかす問題への対応

すべての住民が住み慣れた地域でいつまでも健康に過ごすことができるよう、適切な健康管理に向けた支援を行います。

具体的施策	内容	担当課
エイズや性感染症の予防に関する正しい知識の普及・啓発	○性と生殖についての学習機会の充実とともに、エイズや性感染症の正しい知識の普及・啓発を推進します。	こども教育課 健康推進課
健康をおびやかす問題への取り組み	○各関係機関との連携のもと、喫煙、過度の飲酒、危険ドラッグ等薬物乱用や薬物依存による身体への影響についての指導や啓発に努めます。	こども教育課 健康推進課

□ ■ 一人ひとりの取り組み ～家庭・地域・職場で～ ■ □

- 1年に1回は健康診断を受けるなど、自分や周りの人の健康に関心を持ちましょう。
- 生涯を通して健康で暮らすために、自分に合ったスポーツや趣味を持ちましょう。
- 障がいのある人も社会に参画し、活躍できるよう支援しましょう。
- 介護はみんなの問題としてとらえ、家庭や地域で協力しあいましょう。

□ ■ めざす目標（計画の指標） ■ □

指標		現状値	目標値
町のがん検診の受診率	胃	25.7%	40%
	大腸	27.5%	40%
	胸部	36.2%	40%
	乳房	64.9%	50%
	子宮	45.9%	60%

第5章 計画の推進体制

1 庁内推進体制の整備

本計画は、福祉、保健、医療、教育、まちづくり、防災など、町政のあらゆる領域にわたる計画であり、その推進にあたっては全庁的な取り組みが必要となります。

計画を周知し、関係各課で取り組んでいる事業の進捗状況等について調査、公表し、計画の適切な進行管理に努めるとともに、あらゆる施策が男女共同参画の視点をもって展開されるよう推進します。

2 住民、関係団体、事業者等との連携確立

男女共同参画社会の形成は基本的人権の尊重にかかわる問題であり、住民全体の課題であることから、住民と行政の協働による計画の推進が必要です。

住民や事業者、地域団体、行政が一体となって取り組むことができるよう、地域団体や企業等との連携を図り、計画内容の周知、各種情報の提供、ネットワークづくりの支援に努めるとともに、住民・事業者・地域団体等の主体的な取り組みを推進します。

3 国・県等関係機関と連携

本計画を総合的に推進するためには、男女共同参画に関する現状の把握と、近隣市町や県、国、世界の動向に関する情報の収集及び提供を充実させるなど、広い視野を持って取り組む必要があります。

国や県及び男女共同参画関係機関等との連携や協力、情報共有を図り、効果的な計画の推進に努めます。

また、社会経済状況の変化や、国、県の制度改正の動向を踏まえて、必要に応じて計画の見直しを図ります。

4 計画の進行管理

男女共同参画の推進に向けて、町のホームページや広報紙、その他各種情報誌などを活用して、男女共同参画に関する情報提供を積極的に行い、住民及び事業者の理解を深め、主体的な取り組みを支援します。

また、本計画においては、実効性のある計画とするため、各施策について目標となる数値を設定しています。これらの目標値を含め、各種取り組みについて、単年ごとに進捗状況を検証・評価し、その結果を踏まえて重点的な取り組みを検討していきます。

資料編

- ・ 策定経過
- ・ 委員名簿
- ・ 調査結果の概要
- ・ 男女共同参画社会基本法
- ・ 女性活躍推進法
- ・ 男女共同参画に関する年表
- ・ 担当課別施策一覧表